

# LIBRA

2020年 **4**月号

〈特集〉

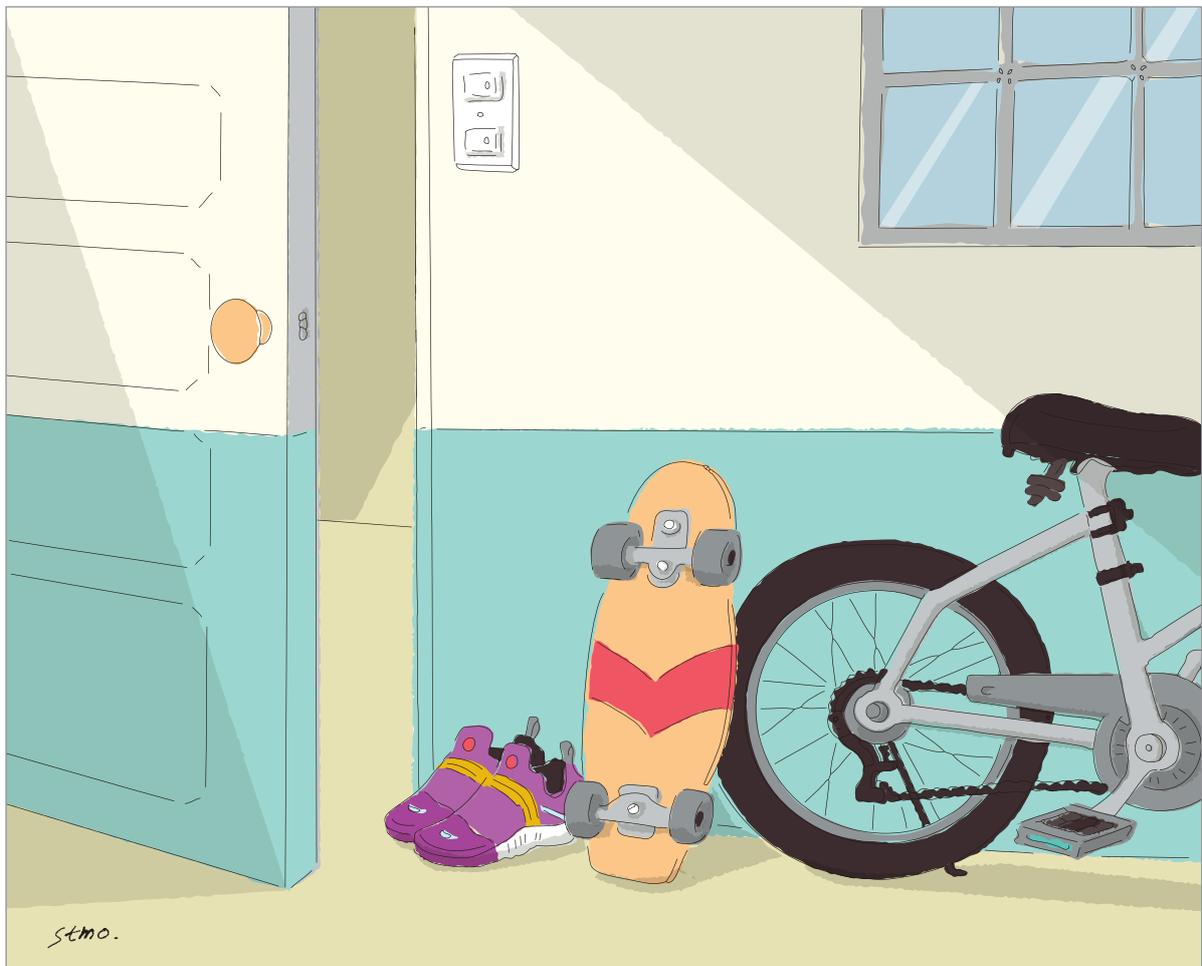
## すっきり早わかり 改正民事執行法

〈インタビュー〉

医師 天野恵子さん

〈クローズアップ〉

2020年度 役員紹介





リブラギャラリー

## 千鳥ヶ淵の夜桜

毎年桜の季節になると、事務所の行き帰りに足を運び、桜を眺めております。

会員 小峯 健介 (57期)



# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS

2020年4月号

### 特集

## 02 すっきり早わかり 改正民事執行法

総論：民事執行法改正の経緯と概要

今井 和男

各論1：債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上

今井 和男

各論2：不動産競売における暴力団員の買受け防止

荒井 隆男

各論3：国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

佐野みゆき

各論4：民事執行法のその他の見直し

鷹取 信哉

### インタビュー

## 22 医師 天野恵子さん

### クローズアップ

## 26 2020年度 役員紹介

### ニュース&トピックス

## 30 外国人支援団体との交流会報告

### 連載等

## 32 常議員会報告（2019年度 第11回）

## 35 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京家庭裁判所委員会報告 「遺産分割調停と相続法改正～東京家庭裁判所における取組～」 大竹寿幸

## 36 もっと知ろうよ！オキナワ！

第26回 2019年度沖縄調査報告 西田美樹

## 38 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第101回 「かもしれない支援要請」～主に若手会員の方に向けて～ 飯野雄士

## 39 今、憲法問題を語る

第100回 自衛隊中東海域派遣反対会長声明 菅 芳郎

## 40 近時の労働判例

第83回 東京地判令和元年5月23日（Y法人事件） 中野博和

## 42 刑弁でGO！

第89回 司法研究報告書「裁判員裁判と裁判官」に対する雑感 小川弘義

## 44 わたしの修習時代：修習時代の記憶 46期 木村英明

## 45 71期リレーエッセイ：“気づき”に全振りした1年目 岡 佳佑

## 46 心に残る映画：『転々』 小佐々奨

## 47 コーヒーブレイク：一人旅での出会い—ザンビアの母— 松田昭司

## 48 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

## 50 会長声明

## 57 インフォメーション

# すっきり早わかり 改正民事執行法

我が国の民事司法の中核となる我が国の民事裁判が十分に国民に身近で頼りがいがあると思われていない原因は時間や費用などの問題もあるが、最も制度的な問題は判決の実効性の弱さであると指摘されてきた。

折角苦勞して認容判決を得て債務名義を取得しても、任意に支払わない債務者に対して強制執行をしようとしても対象となる資産が見つからず、結局債務名義である確定判決が画餅になってしまうという現実は決して少なくない。平成15年の民事執行法改正で初めて債務者の財産を自ら開示するという「財産開示制度」が制定されたものの申立件数は極めて低調に推移し期待された機能は十分に発揮されない状況が続いていた。

令和元年5月17日に公布され、令和2年4月1日施行の改正民事執行法は財産開示制度をより強力に実効性あるものとするほかには債務者自ら執行対象となる資産を開示することには限界があるとして第三者からも債務者の財産情報取得手続が新設されるなど債務名義の執行力の向上に大きく寄与することになった。そしてこのことは裁判そして民事司法制度への信頼の飛躍的向上に繋がるものと期待する。

本改正においては、以上のほかには暴力団員の競売手続からの排除、子の引渡しというこれまでなかった重要な制度が新設され、そのほか債権執行事件の終了と差押禁止債権に関する規律が整った。

民事司法改革実現本部  
民事介入暴力対策特別委員会  
子ども的人権と少年法に関する特別委員会

## CONTENTS

総論：民事執行法改正の経緯と概要	3頁
各論1：債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上	6頁
各論2：不動産競売における暴力団員の買受け防止	13頁
各論3：国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化	15頁
各論4：民事執行法のその他の見直し	19頁

# 民事執行法改正の経緯と概要

民事司法改革実現本部委員 今井 和男 (35 期)



## 1 はじめに

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第2号)が令和元年5月17日に公布され令和2年4月1日に施行となった\*1。

本改正は、①債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員等の買受けの防止の方策、③国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化、及び④民事執行法のその他の見直しを目的として、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正するものである。

①は判決などの債務名義の執行力の向上に資するもので裁判における権利の実現ひいては民事司法制度への信頼に大きく繋がるものである。②は競売手続からの反社排除を目指し、③は民事執行法の欠缺部分を充足するものであり、④は民事執行法の不備を補うものである。

## 2 本改正法の立法理由と経緯

### (1) 債務者財産の状況の調査に関する制度の実効性の向上

#### ア 財産開示手続

民事執行法(昭和54年法律第4号)は平成15年及び平成16年に社会経済情勢の変化への対応と権利実現の実効性の向上という観点等から全般的な見直しが行われた。

判決などの債務名義を折角取得して、執行しようとしても対象となる財産が隠匿などにより分からず強制執行が事実上できない現実があり、その対応策として財産開示制度が制定された\*2。

財産開示制度の裁判所への不出頭や虚偽陳述などの制裁としては「30万円以下の過料」であった。ところが、申立件数は低調に推移するなど実効性に乏しかった。

このような不振の原因として、第一に不出頭などに対する制裁が過料では極めて弱いことがまず指摘された。そして第二に不奏功要件(民事執行法197条1項各号)の存在などが指摘された。

以上のような問題点の見直しから、制裁としての罰則は「6月以下の懲役または50万円以下の罰金」と大幅に強化された。

そして不奏功要件について言えば、債務名義が判決である場合、苦勞して得られた執行力ある債務名義に基づき速やかに強制執行しなければ意味がないところ、不奏功要件とは、実際に一度強制執行して空振りに終わるか(1号)、そうでなければ完全な弁済を得られないことを疎明する(2号)という手間暇を掛けなければならない分だけ迅速な執行はできなくなる。また、そもそも、これから強制執行しようとして対象財産の開示を求める前にまずは強制執行しなさい、もしくは強制執行しても完全な弁済を得られないことを疎明しなさいという要件は少なくともその先後関係に矛盾があるように思われる。

本改正においても債務者のプライバシーや営業秘密の保護の理由でこの要件は存置することになったが、不奏功要件の運用は、2号の疎明は最近の運用とし

\*1: 公布された法律, 新旧対照条文, 概要は法務省のウェブサイトをご参照いただきたい。(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\_00247.html)

\*2: 法制審議会の調査審議資料や議事録は, 法務省のウェブサイトにて入手可能。(http://www.moj.go.jp/shingi\_index.html)

て相当緩和されているので、迅速性の阻害にならないような実務が定着しているとの説明がなされた。

### イ 第三者からの情報取得手続

また、平成15年改正で立法化された債務者が自らの資産を自己申告する財産開示制度は、そもそも期待可能性に乏しく自らの開示には限界があるのではないかという見方が強まった。そこで第三者からの情報取得が実現するに至った。

当初、第三者からの情報取得は、銀行からの預金情報がその中心として審議された。しかし、銀行預金は引き出そうと思えばいつでもできてしまう。まとまった大きな預金もあれば少額の預金もある。銀行預金情報だけでは決して十分な情報とは言えない。

この点、株式や社債などの典型的な金融資産は差し押さえるべき執行対象資産にふさわしいものである。今回「振替機関等」から「振替社債等に関する情報」を取得する手続きが定められることになったことは画期的なことである。この手続きによって上場株式、投資信託受益権、社債、地方債、国債などの財産情報の取得が可能になった。

また、重要な財産である不動産情報が登記所から提供されることになった。これも大変画期的なことである。ただ、登記所における不動産に関するシステムの構築などの整備が必要であるため、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日までの間は適用しないとされている。

また、個人が債務者である場合の最も重要な財産である給与債権の差押の申立てのために勤務先情報が得られることになった。その第三者は市町村（特別区を含む）と厚生年金保険の実施機関等である日本年金機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団である。ただ、申立権者は「執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者」のうち、そ

の請求権が「民事執行法151条の2第1項各号（扶養義務等）に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」のみとされた。

さらに、今回の改正では財産開示手続の申立権者の範囲を拡大することとして、金銭債権についての強制執行の申立てをするのに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類のものであっても、財産開示手続の申立てをすることができることとなった。

### (2) 不動産競売における暴力団員等の買受けの防止の方策

本改正は文字どおり不動産競売からの暴力団員の買受けを封ずるものであるが、直接の立法理由は警察庁が行った平成29年の調査で全国の暴力団事務所約1700箇所うちの12%近くの約200箇所が競落物件であるという驚くべき事実である。平成19年6月の犯罪対策閣僚会議での「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」いわゆる「反社指針」によってあらゆる民間取引から暴力団などの反社を排除する方針が打ち出された\*3。この指針に基づいていわゆる暴力団排除条項が民間での取引契約条項に幅広く取り入れられ、全国の地方公共団体ではいわゆる暴排条例が全国津々浦々に至るまで完備された。不動産競売は、不動産の売却によって広く入札者を募集して最も高値をつけた人に売却して、その売却代金を申立債権者等に配当する手続きであるので国が主宰する不動産売買取引とも言い得る。従って、反社（暴力団）排除の手続きを実現したものと評価できる。

### (3) 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化

旧民事執行法には、子の引渡しの強制執行について固有の明文が設けられていなかった。「子の引渡し」の強制執行は、動産の引渡しの強制執行に関する民

\*3：指針については、犯罪対策閣僚会議HP（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>）、法務省ウェブサイト（[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji42.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji42.html)）をご参照いただきたい。

検討の経過	H28.9	法務大臣から法制審議会へ諮問
	H28.11～	法制審部会での調査審議開始
	H29.9	中間試案の取りまとめ
	H30.6	追加試案（ハーグ条約実施法）の取りまとめ
	H30.10.4	要綱の取りまとめ・答申
	H31.2.19	閣議決定・国会提出
	R1.5.10	成立（R1.5.17公布）

事執行法169条を類推適用して、執行官が、債務者による子の監視を解いて債権者に引き渡す直接強制の方法によって行われていた。子という人に対し「動産の引渡し」の強制執行の規定の類推適用ということ自体適切ではない。平成25年に制定された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条例の実施に関する法律」（平成25年法律第48号（以下「ハーグ条約実施法」という））の中ではこの点についての規定が整備されていた。国内と海外との違いはあるものの一方当事者に子を引き渡すという点では同じなので、当初からハーグ条約実施法との整合性が審議の対象となった。幼な子から成人に近いまで「子」の範囲は広く、引渡しの執行の場面で子の心に与える影響をどうミニマム化できるのかということと、債務名義の執行をどのように円滑に実現できるかとの整合性であった。

引渡しの現場で子の心理的な影響をミニマム化することと「子の福祉」の問題は別なのではないかとの指摘もあった。「子の福祉」の問題は裁判でのテーマであって、引渡しの執行はその債務名義どおり実現するという問題であって、速やかに円滑に執行することが子の心理的影響つまり心を傷つけないことに寄与するのではないかという指摘もなされた。

そして色々な場面を想定して、十分な審議の末に子の引渡しの強制執行の規定が出来上がった。そして、ハーグ条約実施法も併せて、この新法に合わせてほぼ同じ内容の法改正となった次第である。

#### (4) 民事執行法のその他の見直し

債務者または債権者は、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをすることができることとされている（民事執行法153条）が、このような制度が活用されずに機能していない現実がある。本改正では、裁判所書記官が、差押命令を債務者に送達するに際し、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをすることができる旨を債務者に対して教示しなければならない旨が規定された。そして、民事執行法155条2項は、差押えの対象が給与等の債権である場合には、債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期（取立債権の発生時期）を、原則として、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過した時とした。

債権執行事件の終了に関しては、放置された差押命令と未送達の差押命令について一定の要件のもと取り消されることになった（改正法155条、147条）。

### 3 各論の原稿における略称

本特集企画の以下の各論は、上記2の(1)ないし(4)の各テーマについての解説を掘り下げるものであるが、ここでは、本改正により変更された民事執行法について「旧民執法」、本改正後の民事執行法（改正により変更を生じない民事執行法を含む）を「民執法」、同様に、本改正により変更された改正前の民事執行規則を「旧民執規則」、本改正後の民事執行規則（改正により変更を生じない民事執行規則を含む）を「民執規則」と略して用いることとする。

## 債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上

民事司法改革実現本部委員 今井 和男 (35期)



### 1 はじめに

旧民執法については、平成15年及び平成16年に、社会経済情勢の変化への対応や権利実現の実効性の向上等の観点から大幅な法改正が行われ、平成15年改正において債務者の財産状況の調査に係る制度として財産開示手続が創設された。

しかし、その後、財産開示手続の申立件数は、年間1000件前後と低調に推移するなど、期待された機能が十全に発揮されない状況が続いており、実効性向上のため法改正を求める声が高まっていた。かかる状況を踏まえ、令和元年5月10日、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第2号）が成立し、同月17日に公布され、令和2年4月1日に施行された。本改正においては、平成15年に創設された財産開示手続の改正が行われたほか、債務者の財産状況の調査に関する制度について大幅な改正が図られ、新たに第三者からの債務者財産に係る情報取得手続が創設された。また旧民執法の改正を受け、旧民執規則についても所要の改正が行われ、令和元年11月27日に公布された。

そこで本稿では、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上に関わる改正点について概説をする。

### 2 財産開示手続の改正

#### (1) 申立権を有する債権者の範囲の拡大

旧民執法は、財産開示がされた後に債務名義の執行力が否定された場合、開示前の状態に復することができないという不利益を考慮して、債務名義のうち暫定的に執行力が付与されているに過ぎない仮執行

宣言付判決（民執法22条2号）や仮執行宣言付支払督促（同条4号）等や、誤った執行がなされても回復が容易であることを理由に金銭の支払を目的とするものである場合に限って債務名義として認められている執行証書（同条5号）や確定判決と同一の効力を有する支払督促（同条7号）等を、財産開示手続の申立てができる債務名義から除外していたが（旧民執法197条1項柱書括弧書き）、民執法では、かかる除外規定を撤廃した。これにより、本改正においては、全ての執行力のある金銭債権に係る債務名義を有する債権者に財産開示手続の申立権が認められることとなった（民執法197条1項柱書）。

そのため、債務名義とみなされる民事保全法に基づく金銭の支払を命ずる仮処分（民事保全法52条2項等）に基づいても財産開示手続の申立てをすることが可能となったが、保全執行については、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間を経過したときは保全執行をすることができないとされている（民事保全法43条2項）ことから、かかる期間制限と財産開示手続の実施との関係や財産開示後の強制執行の実施との関係が問題となる。この点、保全執行の期間遵守に関しては、2週間以内に「執行の着手」があれば足り、財産開示手続の申立時点で「執行の着手」があったものと解される。また、財産開示手続によって判明した財産に対して強制執行をする場合、通常、財産開示手続を行っている間に2週間の期間が経過してしまうことになると考えられる。しかし、財産開示手続は、もともと強制執行の準備手続と位置付けられ、あくまで強制執行に向けられた手続であることに鑑みれば、財産開示手続において判明した財産に対して行う強制執行は、財産開示手続と連続した実質的に一体のものと評価することは可能と考えられ、このような評価ができる場合には、2週間以

内に財産開示手続に着手していれば、その後の強制執行手続についても着手がなされているものとして、強制執行の申立ての時点においては2週間の期間制限を考慮する必要はないものと解される。

## (2) 手続違背に対する罰則の強化

旧民執法206条1項は、財産開示手続に違背した開示義務者に対し30万円以下の過料の制裁に処することとしていたが、制裁として弱く財産開示手続の実効性が不十分とされる大きな原因として指摘されていた。

そこで、本改正においては、手続違背に対する罰則を強化し、6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることとされた（民執法213条1項5号、6号）。

手続違背の罰則として刑事罰が科されることとされた点は、刑罰の適用に関する問題点はあるものの、罰則が存在すること自体による手続違背への抑止効果が期待され、財産開示手続の実効性向上に大きく寄与するものと考えられる。

## 3 第三者からの債務者財産に係る情報取得手続の新設

### (1) 不動産に関する情報取得手続

#### ア 手続創設の必要性

不動産は、一般に換価価値が高く、債務者の返済原資として重要な財産とみられており、債権回収のために債務者の不動産に対する強制執行の申立てをすることが必要な場面が多い。しかし、債権者が債務者名義の不動産の調査をすることは事実上不可能に近く、民事執行制度の実効性を確保するため、強制執行の準備として不動産に係る情報取得を可能とする制度を創設することの必要性は非常に高い。

他方、情報提供義務者が登記所という公的機関であることから、公的機関が一般的に負っている守秘義務等との関係が問題となるが、情報提供にあたって財産開示手続が前置されることとされていることを踏まえると、債務者は自ら所有する不動産に係る情報を開示しなければならない立場にあり、債務者が開示義

務を負っている情報と考えれば、個人情報として保護すべき必要性は相対的に低いと考えられる。これらの点を踏まえ、改正法において不動産に係る情報取得手続が創設された。

#### イ 申立要件

申立権者の範囲、強制執行開始のための一般的な要件及びいわゆる不奏功等要件が必要であることは、財産開示手続の申立要件と同一である。

これらの要件のほかに、不動産に係る情報取得手続においては、債務者に対する財産開示手続において実施された財産開示期日から3年以内に限り行うことができるという財産開示前置の要件が必要とされる（民執法205条2項）。これは、第三者からの情報取得制度はあくまで債務者に対する財産開示手続の補充的な手段として位置付けられると考えられることや、債権者が不動産に係る情報を取得する必要性と登記所の守秘義務や債務者の不利益との関係が考慮されたことによる。

他方、財産開示手続においては、申立ての日前3年以内に財産開示期日において債務者が財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができないとされている（民執法197条3項）のに対し、第三者からの債務者財産に係る情報取得手続においては、かかる再申立に関する期間制限の要件は設けられていない。

#### ウ 情報提供義務者等

法務省令で定める登記所である（民執法205条1項本文）。登記所には、東京や大阪などの大規模なものから、支局や出張所など小規模なものまでであるが、実務上情報提供の手続に対応できるか否かは、これから整備される登記所の情報管理体制の状況を踏まえる必要がある。そのため、情報提供義務を負う登記所の範囲については、法務省令に委ねられることとされたものである。

#### エ 申立書の記載事項

申立書の記載事項は、①申立人、債務者及び情報

の提供を命じられるべき者の氏名又は名称及び住所、代理人の氏名及び住所、②申立ての理由、及び③登記所に検索を求める土地等の所在地の範囲である（民執規則187条1項）。

この点、①の債務者の記載に関しては、氏名又は名称及び住所のほか、氏名又は名称の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならないとされている（同条2項）。但し、かかる記載は債権者が認識している範囲で記載すれば良く、これらの記載を欠いたことをもって直ちに不合法とはされないが、不動産に関しては、不動産登記に記録又は記載された情報に基づき検索されることから、登記された情報が現在の情報と必ずしも一致しているとは限らないことからすると、改姓や転居をしている債務者については、債務者の特定に資する事項として旧姓や旧住所を記載しておくことが望ましい。

また、③の検索を求める土地等の所在地の範囲については、例えば、「東京都」や「東京都及び埼玉県」などと記載する方法が考えられるが、「全国」とする記載も認められる。但し、検索の範囲が広がると、より検索に要する時間が必要となり、結果として必ずしも債権者の利益に合致しないと指摘がなされている。

### オ 提供される情報

提供を受けることができる情報は、「債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの」（民執法205条1項）である。「債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物」以外の情報は、「これらに準ずるものとして法務省令で定めるもの」とされているが、地上権、永小作権、賃借権又は採石権や、債務者が表題部所有者として記録されているものなどが考えられる。

また、「強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるも

の」は、債務者が所有権の登記名義人である土地等（土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるもの）の存否、また、これが存在する場合には、その土地等を特定するに足りる事項（民執規則189条）である。具体的には、土地については、所在、地番、地目及び地積、建物については、所在、家屋番号、構造、種類及び床面積が提供される情報として考えられる。

### カ 施行

不動産に係る情報取得手続については、情報提供義務者である登記所における不動産に関するシステムの構築など改正法を踏まえた情報管理体制を新たに整備することが不可欠であることから、改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しないものとされている（民執法附則5条）。

## (2) 給与債権に関する情報取得手続

### ア 手続創設の必要性

債務者が個人である場合、給与債権が債務者の唯一の財産であることは多く、返済原資として非常に重要な財産である。しかし、給与債権に対して強制執行を申し立てるためには、第三債務者となる勤務先の名称や住所等を具体的に特定して行わなければならないところ、債務者の勤務先を把握することは必ずしも容易ではなく、債務者の給与債権に対する強制執行を容易にするための制度を創設する必要性は高い。

他方、給与債権に関する情報提供を求める第三者は、市町村や厚生年金保険の実施機関等という公的機関であることから、その情報提供を求めるにあたっては、不動産に係る情報提供を求める制度と同様に、公的機関の職員が一般的に負っている守秘義務等との関係が問題となる。また、給与債権に関する情報は、不動産に関する情報と比べても、開示されることが想定されていない情報であることや、債務者の生活の基盤にも関わる極めて秘匿性の高い情報であると考えられる。

かかる点を踏まえ、本改正では、特に要保護性が

高いと考えられる養育費等に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者に限って、給与債権に係る情報取得手続が創設された。

#### イ 申立要件

申立権者の範囲は、「第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者」（民執法206条1項）である。これは、上記したとおり、給与債権に係る情報の秘匿性が高いことに鑑み、特に要保護性が高い債権を有する債権者に申立権者を限定する趣旨である。

このほか、強制執行開始のための一般的な要件、不奏功等要件及び財産開示前置の要件が必要であることは、不動産に係る情報取得手続と同一である。

#### ウ 情報提供義務者等

情報取得を求めることができる第三者は、市町村（特別区を含む）と厚生年金の実施機関等である（民執法206条1項1号、2号）。このうち厚生年金の実施機関等としては、日本年金機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団が規定されている（同項2号上段）。

#### エ 申立書の記載事項

申立書の記載事項は、①申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき者の氏名又は名称及び住所、代理人の氏名及び住所、②申立ての理由である（民執規則187条1項）。

検索を求める土地等の所在地の範囲の記載が不要である点以外は、不動産に係る情報取得手続と同一であるが、申立権者の範囲が「第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者」に限定されて

いることから、②の申立ての理由として、対象となる債権を有することを証拠とともに具体的に記載する必要がある（同条4項、27条の2第2項）。

#### オ 提供される情報

提供を受けることができる情報は、給与（報酬又は賞与）の支払をする者の存否、並びにその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）である（民執規則190条）。これは、給与債権等に対する強制執行の申立てにあたっては、債権差押命令申立書に勤務先の氏名又は名称及び住所を特定して記載する必要がある（民執規則133条1項）ことを踏まえてのものである。また、給与等の支払をする者が国であるときには、支出官等を代表者として差押命令を送達する必要があるが（政府ノ債務ニ対シ差押命令ヲ受クル場合ニ於ケル会計上ノ規程1条1項）、債務者の所属する部局によって支出官等が異なることから、債務者の所属する部局の名称及び所在地についても提供すべき情報とされている。

#### (3) 預貯金債権等に関する情報取得手続

##### ア 手続創設の必要性

預貯金債権は、多くの法人及び個人が有する資産であり、現金に準じるものとして換価が容易であることなどから、返済原資として強制執行を行う必要性が極めて高い重要な財産である。しかし、預貯金債権に対して強制執行を申し立てるためには、第三債務者となる銀行等の支店を具体的に特定して行わなければならない。債権者として、債務者が預貯金を有する支店を把握することは容易ではない。そのため、預貯金債権に係る情報取得手続を創設する必要性は高い。また、市場性のある上場株式等については、一般に財産的価値が大きく、その換価も容易であるため、預貯金債権と同様に返済原資として強制執行を行う必要性が極めて高い重要な財産である。しかし、債務者が取引をしている振替機関等の情報がない場合には、現状において振替社債等の取扱いをしている

口座管理機関は極めて多数であることから、預貯金債権と同様の問題状況にあると考えられ、振替機関等から振替社債等に係る情報取得手続を創設する必要性は高い。

他方、情報提供義務を負う銀行等や振替機関等においては、現在、既に内部に情報管理システムを整備していると考えられるので、情報提供をすることに伴う負担は、必ずしも大きくないと考えられ、また、債務者の預貯金債権に係る情報については、銀行等の営業秘密が含まれるものではなく、これを秘匿しておくことについて独自の利益があるとは想定されないなどを踏まえれば、これらの金融機関等に差押えに必要な情報の提供を求めることは可能と考えられる。これらの検討を踏まえ、改正法において、預貯金債権等及び振替社債等に係る情報取得手続が創設された。

## イ 申立要件

申立権者の範囲、強制執行開始のための一般的な要件及びいわゆる不奏功等要件が必要であることなど、申立要件は基本的に財産開示手続の要件と同一である。但し、他の第三者からの債務者財産に係る情報取得手続と同様に、財産開示手続におけるような再申立の期間制限の要件（民執法197条3項）は設けられていない。また、預貯金債権等及び振替社債等に関する情報取得手続においては、対象資産の処分容易性に鑑み密行性に配慮する必要があることから、財産開示前置の要件は不要とされている。

## ウ 情報提供義務者等

### （ア）預貯金債権等

情報開示を求めることができる第三者は、銀行等である。具体的には、我が国において預貯金を取り扱う機関であり、①銀行、②信用金庫、③信用金庫連合会、④労働金庫、⑤労働金庫連合会、⑥信用協同組合、⑦信用協同組合連合会、⑧農業協同組合、⑨農業協同組合連合会、⑩漁業協同組合、⑪漁業協同組合連合会、⑫水産加工協同組合、⑬水産加工協同組合連合会、⑭農林中央金庫、⑮株式会社

商工組合中央金庫、⑯独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が、これに該当する。

### （イ）振替社債等

情報開示を求めることができる第三者は、社債、株式等の振替に関する法律2条5項に規定された振替機関等であり、「振替機関」と「口座管理機関」がある。このうち「振替機関」は、同法3条1項により振替業を営むものとして指定された者をいい（同法2条2項）、具体的には、株式会社証券保管振替機構と日本銀行がこれにあたる。また、「口座管理機関」は、同法44条の規定により社債等の振替を行うための口座を振替機関又は他の口座管理機関に開設した者をいい（同法2条4項）、具体的には、銀行等や証券会社等の金融商品取引業者がこれにあたる。

## エ 申立書の記載事項

申立書の記載事項は、①申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき者の氏名又は名称及び住所、代理人の氏名及び住所、②申立ての理由であり、給与債権に係る情報取得手続と基本的に同一である（民執規則187条1項）。

## オ 提供される情報

### （ア）預貯金債権等

提供を受けることができる情報は、預貯金債権（民法466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう）に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定める情報である（民執法207条1項1号下段）。具体的には、預貯金債権の存否、並びにその預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額（民執規則191条1項）である。

この点、現在の預貯金債権の差押えの実務においては、個別の預貯金債権を特定することは要さず、取扱店舗の特定をした上で、預貯金債権の種類や口座番号などにより順位付けをして申立てをすることが許容されているため、預貯金の種類や金額などについて

ては、預貯金債権に対する強制執行を行うために必ずしも必要な情報ではないが、実効的に請求債権を回収するためには、具体的に存在する預貯金債権に関する情報を参考にした上で差押命令を申し立てる必要があると考えられることなどを踏まえ、預貯金債権の内容に関する事項も、銀行等が提供すべき情報とされた。

#### (イ) 振替社債等

提供を受けることができる情報は、債務者の有する振替社債等に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものであるが、この振替社債等については、社債、株式等の振替に関する法律279条に規定する振替社債等であり、かつ、情報の提供を命じられた振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限るとされている（民執法207条1項2号下段）。具体的に提供される情報は、債務者の有する振替社債等（但し、社債、株式等の振替に関する法律279条に規定する振替社債等であって、情報の提供を命じられた振替機関等（改正法207条1項2号に規定するものをいう）の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。以下同様）の存否、並びにその振替社債等が存在するときは、当該振替社債等の銘柄及び額又は数である（民執規則191条2項）。

#### (4) 第三者からの債務者財産に係る情報取得手続に関するその他の手続き

##### ア 管轄

第三者からの債務者財産に係る情報取得手続を管轄する裁判所は、第一次的には、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所であるが、この普通裁判籍がないときは、債務者の財産に関する情報の提供を命じられるべき第三者の所在地を管轄する地方裁判所である（民執法204条）。

第三者からの回答に関する部分の閲覧等の請求（民執法17条、209条）の便宜を考慮し、第一次的には債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所とされたが、債務者の普通裁判籍がない場合に

第三者からの債務者財産に係る情報取得手続を申し立てることができないとするのは不合理であることから、情報提供を命じられるべき第三者の所在地を管轄する地方裁判所が第二次的な管轄裁判所とされたものである。

##### イ 申立人に対する情報提供の方法

情報提供することを命じられた第三者は、執行裁判所に対して、書面で情報の提供をしなければならない（民執法208条1項）。第三者から情報が提供された場合、執行裁判所は、申立人に対し、第三者から提出された書面の写しを送付しなければならない（民執法208条2項前段）。但し、当該第三者が直接申立人に書面の写しを送付し、申立人がこれを受領した場合には、執行裁判所から書面の写しは送付されない（民執規則192条2項）。

##### ウ 債務者に対する決定の通知

第三者から情報が提供された場合、執行裁判所は、債務者に対して、当該決定に基づいてその財産に関する情報の提供がされた旨を通知しなければならない（民執法208条2項後段）。債務者に通知がなされる時期については、執行裁判所の運用によるが、処分が容易な預貯金債権等や振替社債等に係る情報提供に関しては、手続きの密行性の観点から、債権者が情報取得をした上で強制執行を行うまでの期間を考慮して、通常、債権者が情報を取得した後に強制執行を行うのに要する期間が経過した後に行われる必要があるが、その期間は概ね1か月程度と考えられる。

##### エ 執行抗告

###### (ア) 債権者からの執行抗告

第三者からの債務者財産に係る情報取得手続の申立てについて却下する裁判がなされた場合、債権者は、第三者から債務者の財産に係る情報の提供を受けることができないという不利益があり、執行抗告を認める必要性が大きいのに対し、執行抗告を認めることによる不都合は想定されない。そのため、第三者からの債務者財産に係る情報取得手続の申立てについ

て却下する裁判については、債権者は、全ての手続きにおいて執行抗告をすることができる（民執法205条4項、206条2項、207条3項）。

#### (イ) 債務者からの執行抗告

第三者からの債務者財産に係る情報取得手続の申立てについて認容する裁判がなされた場合、債務者は、自らの財産に係る情報が債権者に開示されるという不利益がある一方、預貯金債権や振替社債等は、処分が容易であり流動性の高い財産であることから、執行抗告を認めて予め認容する裁判を債務者に送達してしまうと、執行抗告で争うなどされている間にこれらの資産が処分されてしまう可能性がある。そのため、債務者に、預貯金債権に係る情報取得手続及び振替社債等に係る情報取得手続を認容する決定は送達されず、また執行抗告は認められていない。これに対し、不動産に係る情報取得手続及び給与債権に係る情報取得手続については、債務者に送達され認容する決定に対する執行抗告をすることが認められている（民執法205条4項、206条2項）。

#### (ウ) 第三者からの執行抗告

本改正は、不動産に係る情報取得手続及び給与債権に係る情報取得の申立てに対する裁判に対する執行抗告については、申し立てることができる当事者を限定していないことから、文言上、情報提供を命じられた第三者も執行抗告を申し立てることが可能とも解される（民執法205条4項）が、一般に情報提供を命じられた第三者には抗告の利益がなく、執行抗告を申し立てることはできないものと考えられる。

#### オ 事件記録の閲覧謄写

第三者からの債務者財産に係る情報取得手続において取得された情報には秘匿性の高い情報が含まれ

ており、情報の保護について特に配慮をする必要がある。そのため、本改正は、第三者からの情報取得手続に係る事件記録の閲覧謄写ができる者の範囲を、①申立人、②当該情報に係る取得手続を申し立てることのできる債権者、③債務者、④当該情報の提供をした者、に限定している（民執法209条1項、2項）。

#### カ 目的外利用の制限

本改正は、申立人は、第三者からの債務者財産に係る情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないとし（民執法210条1項）、さらに、事件記録の閲覧謄写により情報を取得した者に対しても同様の利用制限を課している（同条2項）。

どのような場合に「債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的」に該当するのかは、個別具体的な事案に応じて判断されるが、債務者の倒産手続に関する申立てを行うために利用する場合、裁判外で任意の弁済を求めるための交渉のために利用する場合、私的整理や任意売却など法定処理手続以外の方法で違法不当ではない手続きのために利用する場合は目的の範囲内の利用と解される。これに対し、債務者に対する新規融資の可否を判断する目的や、新たな担保を取得する目的による利用は、同条の目的の範囲内による利用とは解されない。

なお、第三者から提供を受けた債務者の財産に係る情報の利用制限に関する規定に反して、情報を目的外に利用し、又は提供した者は、30万円以下の過料に処される（民執法214条2項）。

# 不動産競売における暴力団員の買受け防止

民事介入暴力対策特別委員会委員 荒井 隆男 (59 期)

## 1 本改正の背景

### (1) 官民を挙げての暴力団排除の取組み

犯罪対策閣僚会議幹事会による平成19年6月19日の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の公表以降、暴力団員をはじめとする反社会的勢力は、例えば、預金口座を利用できないなど種々の民間取引から排除されるようになった。さらに、平成23年10月1日までに、全都道府県で一定の暴力団関係者に対する利益供与を禁止する暴力団排除条例が整備されることになり、暴力団排除の社会的機運はより一層高まることとなった。

不動産取引においても、平成23年6月にいわゆる不動産流通4団体が「不動産取引からの反社会的勢力排除のためのモデル条項」を策定し、会員各社に契約書への導入を周知・徹底するなど、民間における暴力団排除の取組みが推進されており、のみならず、国有地の売却に関しても「一般競争入札等の取扱いについて（平成3年9月30日蔵理第3603号）」において、国有地を売却するに際し、物件を暴力団事務所の用に供しようとする者や暴力団関係者には入札参加資格を与えず、その者の入札を無効とするなどして暴力団排除が図られている。さらに、地方公共団体が行う公有地の売却に関しても、各地方公共団体の定める要綱等により、暴力団関係者が公有地売却の相手方となることのないよう確認するとともに、暴力団排除条項を導入するなどして暴力団排除が図られている。

このように、上記指針の公表以降、官民は一体となって不動産取引からの暴力団排除を推進してきた。

### (2) 不動産競売手続における取組みの遅れ

しかしながら、旧民執法においては、不動産競売において暴力団関係者による買受けを禁止する規定

が存在しなかったことから、不動産競売で売却された不動産が暴力団の活動拠点として利用されるという事態が生じていた。平成21年、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）民事介入暴力対策委員会が暴力団事務所235件の登記情報を調査したところ、うち24件の取得原因が競売又は公売であることが明らかとなっている（法制審議会民事執行法部会第3回会議における委員等提供資料。なお、警察庁が、平成25年末時点で把握していた暴力団事務所約2300件について実施した調査によっても、約210件が競売又は公売によって取得されていたことが明らかとなっている（法制審議会民事執行法部会第3回会議における奥田関係官発言・同部会議事録28頁））。

### (3) 日弁連による意見書

このような状況を踏まえ、日弁連は、平成25年6月21日、「民事執行手続及び滞納処分手続において暴力団員等が不動産を取得することを禁止する法整備を求める意見書」を公表し、民事執行手続及び滞納処分手続において、暴力団員等が不動産を買い受けることを禁止する法整備を求めた。それ以後、不動産競売における暴力団関係者による買受け防止の必要性が広く認識されることになり、上記日弁連の取組みが本改正において実を結ぶこととなった。

## 2 本改正の概要

不動産競売における暴力団関係者の買受けを防止する方策としては様々なものが考えられるところ、本改正においては、最高価買受申出人が一定の暴力団関係者であると執行裁判所が認める場合には、売却不許可決定をしなければならないという方策（売却不許可事由の追加）が採用されている（民執法71条5号）。

### 3 買受け制限の対象となる者

#### (1) 暴力団員等

売却不許可決定の対象とされる一定の暴力団関係者としてまず挙げられるのは「暴力団員等」である。この「暴力団員等」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号に規定する「暴力団員」と「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指す（民執法65条の2第1号・71条5号イ）。

#### (2) 暴力団員等が役員である法人

また、その役員のうち暴力団員等に該当する者がある法人も売却不許可決定の対象となる（民執法71条5号ロ）。この点、法は「役員」と規定するのみであり、その具体的な範囲については解釈に委ねられることになる。

#### (3) 暴力団員等が利用する第三者

さらに、暴力団員等が第三者を利用して不動産の買受けをすることを防ぐ観点から、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が上記3(1)の暴力団員等又は上記3(2)の法人のいずれかである場合も売却不許可決定の対象としている（民執法71条5号柱書）。この自己の「計算において」の意義については、71条3号及び4号と同様の解釈になるものと想定されており、典型的には、暴力団員が売却代金の出捐者となり暴力団員ではない者に買受けの申出をさせ、実質上、暴力団員が不動産を取得したと評価できる場合がこれに該当し得ると考えられる（法務省民事局参事官室「民事執行法の改正に関する中間試案の補足説明」34頁）。

### 4 買受けの申出に際する陳述

本改正により、不動産の買受けの申出は、買受けの申出をしようとする者（法定代理人のある場合には当該法定代理人、その者が法人である場合にはその代表者）が上記3の売却不許可決定の対象者（以下「排除対象者」という）のいずれにも該当しない旨を

陳述しなければすることができないとされた（民執法65条の2）。この陳述の方式は最高裁判所規則に委ねられているところ、同規則においては、買受申出人の氏名又は名称、個人の場合は生年月日及び性別、法人の場合はその役員の氏名、住所、生年月日及び性別と併せて、これらの者が排除対象者に該当しないことを記載し、買受申出人が記名押印した陳述書を住民票の写し等の書類を添えて提出すべきとされている（民執規則49条、38条7項、31条の2等）。

この陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることになる（民執法213条1項3号）。なお、この罰則は他の罰則規定の適用を否定する趣旨のものではないことから、詐欺罪（刑法246条1項）や強制執行関係売却妨害罪（同96条の4）の構成要件をも充足する場合にはこれらの犯罪も成立することになる。

### 5 売却不許可事由の審査

#### (1) 都道府県警察に対する調査嘱託

本改正により、執行裁判所は最高価買受申出人（最高価買受申出人が法人の場合にはその役員）が排除対象者に該当するか否かの判断を行うことになるが、その判断資料については、暴力団に関する情報を専門的に収集・管理している警察に対して照会を実施し、その情報の提供を受けることが合理的である。そこで、執行裁判所は、原則として必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならないとされた（民執法68条の4第1項）。また、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があればと認める場合も同様に、当該買受けの申出をさせた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）について調査を嘱託しなければならないものとされている（同条2項）。

もっとも、排除対象者に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、例外的に調査嘱託が不要とされており（民執法68条の4第1項但書、同条2項但書）、同規則においては、許認可等を受けて事業を行っている者であり、当該

許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合にはその役員）が暴力団員等に該当しないことが法令（行政手続法2条1号に規定する法令）において当該許認可等の要件とされているもののうち最高裁判所が指定するものに該当する場合が例外とされている（民執規則51条の7。ただし、本稿脱稿時点においては同指定がなされていない）。

なお、民執規則において、売却決定期日の指定については入札期日又は開札期日から原則として1週間以内の日を指定しなければならないとされていたが、本改正にあたり、警察への調査嘱託に要する期間が配慮され、3週間以内の日に指定されなければならないと改められている（35条2項及び46条2項）。

## (2) 不服申立て

売却の許可又は不許可の決定に対しては、その決定により自己の権利が害されることを主張するとき限り、執行抗告をすることができる（民執法74条1項）。したがって、排除対象者への該当ありとの判断によって売却不許可決定がなされた場合には、買受人となるべき法的地位を奪われる当該最高価買受申出人や

請求債権の満足を受けられないことになる差押債権者が執行抗告により不服申立てをなし得ることになる。

この点、債務者については、積極的に売却を求めることができる地位にはないことからすれば、売却不許可決定によってその権利が害されることはないといえ、執行抗告はなし得ないと考えられる。

他方で、売却許可決定がなされた場合において、債務者が、最高価買受申出人が排除対象者に該当する旨を主張して執行抗告を行うことの可否については、債務者（所有者）や不動産の借入人等が自己の意思にかかわらず暴力団員との契約関係を余儀なくされることを防止するといった私的な利益の保護も本改正の意義に含まれるとする立場から、これを肯定する見解もあるが、かかる見解に対しては、新たな執行妨害の手段として悪用される危険性があるとの指摘がなされ、また、そのような債務者に抗告の利益が認められるとすることに疑義が呈されているところであり（法制審議会民事執行法部会第8回会議資料8-1・8及び9頁）、この問題については、個別具体的な事案に応じて執行裁判所の判断するところに委ねられるものと考えられる。

## 各論 3

# 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

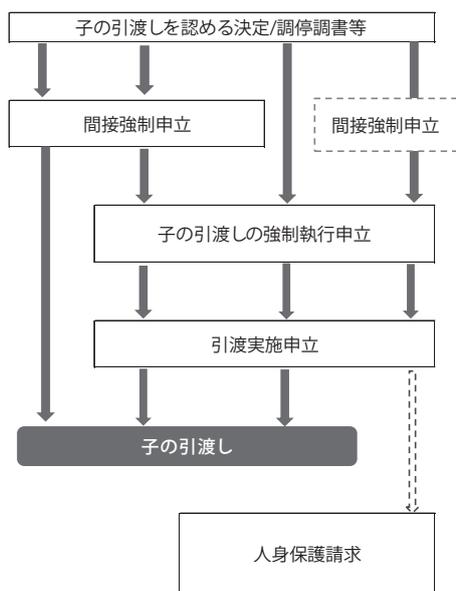
子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 佐野 みゆき (56期)

## 1 新設の枠組み

子の引渡しの強制執行に関しては、従前、直接執行の明文規定がなかったことから、間接強制のみが許容されるのか（間接強制説）、動産引渡執行の規定（民執法169条1項）を類推するなどしての直接強制

が可能か（直接強制説）などといった議論がなされていた\*1。近時は、意思能力のない子については直接強制を認める方向での執行実務が定着していたといえるが、平成26年4月の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という）の施行後、国境を越える子

\*1：法曹会編『例題解説DV保護命令/人身保護/子の引渡し』法曹会（2016年）285～290ページ



＜第一審裁判所、または和解が成立した裁判所  
(民事執行法175条5項、171条2項、22条2項1号、同6号)＞

＜第一審裁判所、または和解が成立した裁判所  
(民事執行法175条5項、171条2項、22条2項1号、同6号)＞

＜子の所在地の管轄執行官（執行官法4条）＞

（申立てをした場合）

＜被拘束者、拘束者又は請求者の所在地を管轄する高等裁判所又は地方裁判所（人身保護法4条）＞

\*筆者作成

の返還事案で問題となる、ハーグ条約実施法に基づく子の返還の代替執行の方法が、同法に基づく執行事案のみならず、国内執行における執行官の行動規範の指針として取り扱われるようになっていた\*2。結果、債務者と子の同時存在要件等の影響を受けてか、統計上も現実に引渡しの成功率の低下が認められていたようである\*3。

こうした実情を受けて、本改正では、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律を明文化し、子の心身に十分な配慮をしつつ、子の引渡しを命ずる裁判の実効性を確保すべきとの観点から見直しが行われた。

新設された子の引渡しの直接的な強制執行手続（民執法174条1項1号）の流れは上図のとおりである。

すなわち、①債権者から執行裁判所（民執法174条5項にて同法171条2項が準用され、同法33条2項1号または6号に掲げる債務名義の区分に応じ当該各号に定める裁判所が執行裁判所となる結果、子の引渡しにつき、例えば、第一審における認容決定または調停・和解による合意が家庭裁判所でなされてい

れば、当該家庭裁判所が執行裁判所となる）に対し、子の引渡しの強制執行の申立てを行う。②執行裁判所が、要件充足を確認したうえで執行官に対し債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命ずる旨の決定をする。③執行官が、この決定に基づき、債権者の申立てにより、執行の場所に赴き、債務者による子の監護を解いて、その場所に出頭している債権者（又はその代理人）に子を引き渡す\*4。

つまり、従前、国内事案で子の引渡し決定を得た場合、直ちに執行官に対して執行申立を行っていたところ、改正法施行後は、執行裁判所に対して、子の引渡しの強制執行を申し立てることになる。

以下、今回の新設規定につき、従前実務との関係で、特に注意すべき点を挙げることにする。

## 2 間接強制前置の排除

改正前のハーグ条約実施法の下では、代替執行の要件につき、強制執行についても子に与える心理的

\*2：「座談会 国内の子の引渡執行の実情—子奪取条約実施法施行以降の動向」新民事執行実務No.14、33ページ

\*3：「子の引渡執行の実務—一事案をもとにした完了要因の分析」新民事執行実務No.15、170ページ、ここでは平成22年には完了率（引渡し完了した事件率）が48.3%であったのが、平成26年には25.2%、平成27年には27.8%となっていることが示されている。子の引渡しの審判申立自体の新受件数は平成22年388件から平成26年には702件、平成27年には880件と倍増しているが（司法統計）、子の引渡執行事件の新受件数は平成22年の123件から平成26年97件、平成27年97件と減少している。

\*4：法務省民事局参事官内野宗揮『民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の概要』63ページ「家庭の法と裁判」NO.22 2019・10

負担がより少ない方法から順次実行することが望ましいとの考えから、間接強制前置とされていた\*5。そのため、今回、国内における子の引渡しの強制執行を検討するにあたって、間接強制前置とすべきかが議論された。

しかし、間接強制を実施しても債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められない場合や、子の急迫の危険を防止するため直ちに直接的な強制執行をする必要がある場合もありうることから、その場合に一律間接強制を先行して実施することを要求すると運用が過度に硬直的になりすぎることが懸念された。そのため、民執行法下での子の引渡しの直接強制は、①間接強制決定が確定した日から2週間を経過した場合のほか、②間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるときのいずれかに該当すれば、子の引渡しの直接的な強制執行申立ができるものとされた（民執行法174条2項）。

### 3 債務者審尋

本改正においては、子の引渡しの直接強制を行う場合、執行裁判所は債務者を審尋しなければならないものとされたが（民執行法174条3項本文）、他方で、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないとされた（民執行法174条3項但書）。

特に、審判前の保全処分の決定によって直接強制を行う場合、その債務名義が送達されてから2週間以内に「執行に着手」しなければならないという期間制限がある（家事事件手続法109条3項、民事保全法43条2項）。そのため、従前実務では、保全処分による執行の場合には、送達日より前に事実上執行官と

も打ち合わせるなどして、送達後可能な限り速やかに執行に着手できるように実務上の工夫がなされてきた。民執行法施行後、保全執行の債権者代理人としては、保全の必要性を要件とする保全決定が発出されたことを踏まえて、当該規定の適用を強く主張し、早期に保全執行が実施されるよう働きかけていく必要があるものと思われる。

この点、立法段階では、民執行法174条3項但書の「子に急迫した危険があるとき」は、あくまで「審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるとき」の代表例であるとして議論されている。同過程では、例えば、間接強制を実施しても債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえないような場面、あるいは、一定の期間を要する債務者の審尋を経ていたのでは強制執行の目的を達することができないものと評価することが可能であると考えられる場合などでは、上記要件を充足するものと考えられるとされていた点なども参考にするとよいであろう\*6。

### 4 債務者同時存在要件の排除

改正前のハーグ条約実施法では、解放実施が子と債務者がともにいる場合に限りすることができることとされていたことから（ハーグ条約実施法140条3項）、国内子の引渡し直接強制の実務上でもこれに準じて運用されていた。しかし、この要件によって、執行を阻止すべく、債務者が子と一緒にいることを避ける事例、債務者が所在する早朝深夜に執行を実施しなければならない事例、債務者が子の前で激しく抵抗して子どもを危険にさらしかねないという点や子どもが債務者をおもんばかって債権者のもとに行きにくいという弊害が指摘されていた\*7。そのため、本改正では、この債務者同時存在原則が排除された。これに代わり、民執行法では、子が執行の場所で不安を覚えることがないように、債権者本人の出頭を要求している

\*5：金子修編集代表『一問一答国際的な子の連れ去りへの制度的対応 ハーグ条約及び関連法規の解説』276ページ

\*6：第20回部会資料2、第21回部会資料2参照

\*7：松浦恭子他「民事執行法等の改正 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化について」自由と正義Vol.70 No.12 30ページ

(民執法175条5項)。仮に、債権者自身が執行場所に出頭できない場合でも、債権者の代理人が債権者に代わってその場所に出頭することが、当該代理人と子の関係、当該代理人の知識及び経験等の事情に照らし、子の利益の保護のために相当と認められるときは、執行裁判所は債権者の申立てにより例外的に、当該代理人が当該場所に出頭した時でも、引渡執行を認める決定をすることができるものとしている(民執法175条6項)。

## 5 占有場所以外での執行の実現

本改正では、執行官が、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとされ(民執法175条2項)、債務者占有以外の場所で実施する場合の執行の場所の占有者の同意に代わる執行裁判所による許可の制度が新設された(民執法175条3項)。

## 6 子の心身への配慮の規定

最後に、執行裁判所及び執行官は、子の引渡しの強制執行手続において子の引渡しを実現するに当たっては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとするとの規定が新設された(民執法176条)。

確かに、子の強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼすことのないよう配慮すべきことは当然であるが、強制執行が子どもの心身に全く影響を及ぼさないという事態は本来想定しにくい。その事情をも織り込みつつ、裁判所が子の最善の利益に合致すると判断した監護状態の早期実現のために、強制執行が実施されるのであるから、当該規定が、債務者による、その裁判所の決定に反する、執行妨害の根拠として利用されることがあってはならない。

この点、運用実施者による、この規定の解釈への正確な理解が望まれるところである。

## 7 ハーグ条約実施法の改正

上記国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化と同時に、ハーグ条約実施法上における代替執行に関する規律も、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律に照準を合わせる方向で改正がなされた(以下、改正されたハーグ条約実施法につき「改正実施法」という)。

すなわち、代替執行を行うことができる場合として、間接強制の決定が確定してから2週間を経過した場合に加え(改正実施法136条1号)、間接強制を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき(改正実施法136条2号)、あるいは、子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき(改正実施法136条3号)が追加された。

また、代替執行の審理については民執法173条3項により、従前通り原則、債務者審尋が必要とされるものの、改正実施法では子に急迫した危険があるとき、その他審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで代替執行の決定をすることができるものとされた(改正実施法138条2項)。

さらに、従前必要とされていた子と債務者の同時存在要件も改正実施法では不要とされ、債権者本人(子の返還申立事件の申立人)または、執行裁判所の決定に基づいて認められた債権者代理人が執行場所に出頭すれば解放実施を認めることができることになった(改正実施法140条、民執法175条6項)。

債務者の占有する場所以外における強制執行も、執行裁判所による占有者の同意に代わる許可を得て可能となっている(改正実施法140条1項、民執法175条3項)。

民執法176条(子の心身に対する配慮の責務)も、改正実施法140条1項、141条4項において、執行官及び返還実施者に準用されている。

## 民事執行法のその他の見直し

民事司法改革実現本部委員 鷹取 信哉 (44期)

1 債権執行事件の終了をめぐる  
規律の見直し(1) 差押債権者が取立権を行使しない場面等における  
規律

## ア 改正の趣旨

債権執行事件の差押債権者は、第三債務者から支払を受けたときにその旨を執行裁判所に届け出なければならず（民執法155条4項）、執行裁判所は、この届出を通じて差押債権が消滅して差押えの効力が消滅したことを認識し、事件を終結させることになる。しかし、差押債権者が取立届を提出しないと、執行裁判所はこのような事実を把握できず、いつまでも事件を終結し得ない問題点が指摘されていた。また、債権執行事件が終結しないと、時効中断効（旧民法147条2号）が継続し、新たな消滅時効が進行しないという不都合もあると指摘されていた。

そこで、本改正では、差押債権者が取立権を行使しない場面における債権執行事件の終了に関する規律の見直しがなされた。

## イ 改正の内容

(ア) 差押債権者は、金銭債権の取立可能日（民執法155条1項）から支払を受けることなく2年を経過したときは、支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出ることが義務付けられ（民執法155条5項）、2年の経過後、4週間以内に取立届又は支払を受けていない旨の届出（以下「取立届等」という）をしないと、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができることになった（同条6項）。差押債権者が2年の経過前に一部取立届又は支払を受けていない旨の届出をしたときは、改めてこれらの届出を提出したときから2年の期間が起算される

（同条5項括弧書）。

(イ) 差押債権者が届出を失念した場合の救済策として、取消決定の告知を受けた場合であっても、1週間の不変期間内に一部取立届又は支払を受けていない旨の届出をすることで、当該取消決定の効力が失われるものとされた（同条7項）。また、このような事態を未然に防止するため、規則の一部改正がなされ（令和元年11月27日最高裁判所規則第5号）、裁判所書記官は、差押命令の取消決定に当たり、予め取立届等がなされないときは、差押命令が取り消される旨を通知するものとされた（民執規則137条の3）。

なお、改正法の施行日は令和2年4月1日であり（附則1条）、施行日前に取立権が発生した債権執行事件の差押命令も取消決定の対象となるが、2年間の起算日は施行日となっている（附則3条2項）。

(2) 債務者への差押命令等の送達未了における規律  
ア 改正の趣旨

債権差押命令が第三債務者に送達され、その効力が生じても（民執法145条5項、旧民執法同条4項）、債務者に対する送達が完了しないと差押債権者に取立権が発生せず（民執法155条1項）、手続が進行しない状態が続く。そして、第三債務者の陳述催告（民執法147条1項）等により、差押債権が存在しない、少額である、第三債務者が相殺予定であるといった事情が判明すると、差押債権者が債務者の所在調査の意欲を失い、取下げをしないで事件を放置し、前記の状態が生じる事例があるとの問題点が指摘されていた。

そこで、本改正では、債務者への差押命令の送達未了における規律の見直しがなされた。

## イ 改正の内容

執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出をすべきことを命じ（民執法145条7項）、差押債権者がその申出をしないときは、差押命令を取り消すことができることになった（同条8項）。

## 2 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

### (1) 取立権の発生時期の見直し

#### ア 改正の趣旨

債務者の生活保障の観点から、①債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権（民執法152条1項1号）、②給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権（同項2号）及び③退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（同条2項）については、原則として、給付の4分の3に相当する部分の差押えが禁止されている（民執法152条1項、2項）。もっとも、この差押禁止債権の範囲は画一的であり、具体的な妥当性を欠くことがあり得るため、債務者又は債権者に差押禁止債権の範囲の変更の申立てが認められている（同法153条）。

ただ、債務者にとっては、債権者の取立権行使までの短時間で、この変更申立てをするのは困難であり、制度が機能していないとの批判があった。また、債務者財産の開示制度の見直しによって債権者の地位の強化が図られるのであれば、債務者の保護策についても検討の必要があると指摘されたところである。

そこで、債務者にこの申立ての機会を実質的に保障するため、申立ての時間的余裕を与えるべく、差押債権者の取立権の発生時期を後ろにずらすものとされた。

## イ 改正の内容

①②③の債権の差押債権者は、債務者への差押命令の送達日から4週間を経過したときに取り立てができるものとされ（民執法155条2項）、通常の1週間より長くなった。転付命令及び譲渡命令等の効力は、これらの決定が確定し、かつ、債務者に差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは生じないとされ（同法159条6項、161条5項）、配当等の実施も同じ期間の制限が加えられることになった（同法166条3項）。

なお、差押債権に扶養義務等に係る債権が含まれているときは、要保護性の高さから、改正法の対象となることはない（同法155条2項括弧書）。

改正法の施行日は令和2年4月1日であり（附則1条）、施行日前に申し立てられた事件は従前の例による（附則3条1項、3項、4項）。

### (2) 手続の教示

#### ア 改正の趣旨

差押禁止債権の範囲の変更の申立件数は少なく、その原因として、この手続の存在を知らないことが考えられる。そこで、この制度をより利用し易くする観点から、手続教示の規定が設けられることになった。

## イ 改正の内容

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないものとされた（民執法145条4項）。これを受けて、規則改正がなされ、教示は書面ですること（民執規則133条の2第1項）、教示の内容は法153条1項又は2項の規定による差押命令の取消しの申立てに係る手続の内容とすることが定められた（同規則133条の2第2項）。

医師

## 天野 恵子<sup>さん</sup>

内科医の天野恵子先生は、男性中心の医療では見過ごされてきた女性特有の難病に向き合い続けてきた、わが国における「性差医療\*1」の第一人者です。

「誰もやらないなら、私がやろう」——冷静かつ情熱的に新たな道を切り拓いてきたお話は、爽快な感動を覚えました。

インタビュー後半では、70代後半を迎えても、凛とした佇まいで医療現場の最前線に立たれている天野先生に、健康管理法などを伺いました。

聞き手・構成：伊藤敬史，佐藤光子，小峯健介



### 経歴

——医師になりたいと思った経緯を教えてください。

7歳の時、裏の家に住んでいた1歳下の女の子のおばあさんが突然死したのをきっかけに、みんなが死なないようにしたいと思い、医者になろうと決めました。

自分では忘れていたのですが、小学校時代の卒業時の寄せ書きにも「東大の医学部に入ってお医者さんになります」と書いていたようです（笑）。

——ずっとぶれずに夢を実現されたのですね。実際に東大医学部に進まれて、学生時代の思い出はいかがですか。

当時は女性が少なく、男性ばかりでした。男子学生は、授業に出ないですよ。私は、真面目に毎回出てノートをとっていたので、試験間際になると、私のノートがガリバン刷りされて、みんなそれで試験を受ける感じ（笑）。

——当時の東大医学部の男女比率はどのくらいだったのですか。

私の学年だけ女性が多くて、100人のうち10人が女性でした。上下の学年は、1人とか、2人とか、せい

ぜい3人ぐらい。私の学年は、私のやっていることが楽しそうに見えたので、女性が増えた気がします。当時は理科Ⅱ類から医学部にもう1回試験を受けて入る時代でしたが、理科Ⅱ類の女子同級生4人が全員医学部へ行きました。

——ご専門はいつ頃決めたのですか。

インターンの時に患者さんが心筋梗塞で亡くなるのを見て、日本は循環器の疾患の医療が遅れていると思いました。

当時は医師国家試験を受けるためにインターンが必要でしたが、私が大学を卒業した1967年は医学部紛争に直面して、東大病院では研修ができなかったため、私は虎の門病院に行きました。国家試験合格後もなかなか東大病院に戻れなかったため、私の同級生は全国に散らばったんです。私は、思い切ってアメリカに行きました。

アメリカで、当時の日本の医療の遅れを実感して、心筋梗塞の治療がいかにも日本と違うかを見たので、循環器をやろうと思って帰国しました。

当時の東大病院第二内科の医局長は私が敬愛している循環器専門の坂本二哉先生で、私は坂本先生の

\*1：男女の様々な差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療のこと。

研究室に入って、循環器の中でも診断学のグループでやってきました。

## 性差医療について

——性差医療を意識されたのはいつ頃からですか。

私が40歳の時、微小血管狭心症を、これは女性に特有の狭心症だと意識しました。胸痛の患者さんを検査しても何の異常もなく、原因がよく分からないので、その胸痛を意識していたら、アメリカで研究が行われました。それまでカーディアックノイローシス（心臓神経症）と言われていたのが、実はノイローゼではなく、狭心症で、それが細い小さな血管で起こっているというので、マイクロバスキュラーアンジーナ（微小血管狭心症）という言葉が提案されました。

私は、「あ、これだ」と思って、他の医師がやらないので、海外の文献を読みつつ、1人で診てきました。微小血管狭心症については、ずっと言い続けて、やっと日本循環器学会のガイドラインに載ったのが2010年。その時、私は67歳ですから、40歳から言い続けて、約30年かかったというのが実感ですね。

——すごい話ですね。

それだけなら、私は循環器の医者で終わっていたと思うんです。性差医学をやるうと思ったのは、私の更年期がひどかったからです。

50歳の時に子宮筋腫の手術の際に、卵巣がんの予防ということで卵巣を取りました。半年ぐらいして、皮膚がかさかさになって、プレマリンを飲んだら皮膚はよくなりました。しかし、1年もしたら、のぼせ、火照りが出て、総コレステロール値が180から290まで上がったんです。

私は記憶力のいい人間で、それまで手帳を持たなかったのですが、ある時、トリプルブッキングをして全部忘れていたことがありました。それから手帳を持つようになりましたが、その直後に、今日は名古屋で日本医学会総会だと思って、会場に行ったら、誰もいない。本当は1年後だったんです（笑）。

それから、全身が痛くなって受話器も持てなくなったり、寝ていても体中のあちこちが痛くなったり、足

の裏から腰までしびれるようになりました。

大学同期の優秀な整形外科医3人にMRIを撮ってもらって意見を聞いたら、三人三様違うわけ。意見が違うということは分からないということだから、もうあきらめるしかないと思いました。

しびれの次にきたのがすごい疲労感で、4年間ぐらいい続けました。同時に冷えもきました。体表面温度を調べたり、深部血流を調べたり、神経伝導を調べたりしたけど何も異常が見つからない。

それで私の出した結論は、更年期というのは脳の認知異常だということです。だから、慢性疲労症候群の患者さんを診た時、私とそっくりだから、これは脳の病気だと思ったわけです。

結局、私を助けてくれたのがお風呂でした。お風呂に入って温めると、その後1～2時間はこの変な自律神経失調症みたいな症状が消えるんです。そこから私のやっている和温療法につながりました。また、体を温めていいなら、漢方薬で温めれば良いと考えて、漢方の勉強を始めました。

——ご自身の体験から始まったんですね。

日本性差医学・医療学会や性差医療情報ネットワークを立ち上げたのが2003年。私が学会長で第1回の学会を開いたのが2004年。

——性差医療という概念を明確にしたわけですね。

最初は、産婦人科の先生から「俺たちはずっと女性を診てきたんだよ」と言われましたが、私は「産婦人科をやるつもりはないですよ。内科の病気の中に性差があるということを明らかにしたいから、性差医学会を立ち上げたんです」と言いました。

例えば女性のコレステロール値が突然高くなると、放っておいたら脳梗塞になるとか、心筋梗塞になると言っていて、すぐ「薬を飲みなさい」と言われます。私は、それは違うと。男性は20代からだんだんコレステロール値が高くなって40～50代、60代で心筋梗塞を起しますが、女性は閉経になってからコレステロール値が上がるのでスタートが50歳で、男性よりも30年遅いんです。

女性は、50代まではエストロゲンに守られています。

穏やかな気持ちを持てるのも、動脈硬化が進まないのも、骨密度を保っているのも、筋肉が衰えないのも、記憶力も、エストロゲンのおかげ。ところが、閉経になったら、エストロゲンがなくなってしまうので、記憶力は落ちるし、筋肉が落ちて脂肪に変わっていくし、骨密度が下がっていくし、動脈硬化も始まっていく。こういうことは産婦人科では分かりません。

——性差医療は、幅広いケースで考える必要があるのですか。

そうですね。例えば、最近の『別冊医学のあゆみ 性差医学・医療の進歩と臨床展開』（天野恵子編。医歯薬出版・2018年8月）の目次を見ると、高血圧、腎疾患、脳卒中、認知症、肥満とやせ、消化器疾患、薬物状態と薬力学、内分泌疾患、運動器疾患、呼吸器疾患、がん、循環器疾患、高脂血症…これらのそれぞれで性差が明らかにされています。

——あらゆる病気で性差があるのですね。男性と女性で体のメカニズムが違うということですか。

そうですね。一番大きな原因は、男性ホルモンと女性ホルモンの働きの違い。

男性にも女性ホルモンはあるし、女性にも男性ホルモンはあるのですが、女性は閉経まではエストロゲンが多くて、男性は男性ホルモンが多い。ところが、女性が閉経になると、女性よりも男性の方がエストロゲンの量が多い。男性は、70歳ぐらいから男性ホルモンが落ちてくる。女性の女性ホルモンは50歳でストンと落ちる。それが女性の人生と男性の人生をコントロールしている。

100歳まで生きる時代になると、そういうことを、みんなに知っていただかないとね。50代で死んでいた時代は、結核や疫痢で死んで、あまり性差がなかったと思いますが。

今までは男性の医師が多かったので、基準値も患者さんへの対応もすべて男性目線でしたが、今は女性の医師が3割を超す時代になったんだから、彼女たちには女性の目線での医療を学んでもらいたいと思います。

——NHKの『プロフェッショナル 仕事の流儀』（2019年

8月放送）で、患者さんがさまざまな医療機関をまわっても原因不明で、天野先生のところにやっとたどり着く話が紹介されていましたが、性差をあまり理解していない医師が多いからそうなるのでしょうか。

微小血管狭心症は、明らかにそれです。死ぬかと思うぐらいの痛さなんですよ。ところが、救急車でたどり着く頃には痛みが取れていて、心電図を撮ると何でもない。心臓カテーテル検査をやっても何でもない。そうすると、立派な病院に行っても、気のせいだとか、疲れているでしょうとか繰り返し言われるので、だんだん患者さんは鬱になってくるんです。そういう時に、インターネットやNHKの番組を見て、自分の症状はこれだと言って、私のもとに来ます。

——医学的に原因がよく解明できない患者さんに対しては、どういうお気持ちで取り組まれているのですか。

やっぱり治したい。だから病名なんて何だっていいんですよ。とにかく、どうしたら治るだろうかと考える。

女性外来で、本当に皆さんが困っていたのが、線維筋痛症と慢性疲労症候群でした。どこへ行っても、「精神科に行け」「心療内科に行け」と言われる。だけど、私は、患者さんがわざわざ嘘をつくはずがない、これは何かあると思って、まず線維筋痛症に目をつけました。線維筋痛症の痛みは、和温療法で取れるんです。

——和温療法は元々あったものなんですか。

和温療法は、元々循環器の心不全の治療法で、お風呂と同じような温度の低温サウナの箱で、心臓に負荷がかからない形で体を温めて治療するものです。

私は、自分の更年期の際に痛みや自律神経の不調症状が入浴した時だけよくなった経験から、体を温めて全身の血流をよくするのが悪いはずがないと考え、線維筋痛症の患者さんに和温療法をしたら、本当に患者さんの痛みが取れました。

——これまで誰も取り組んでいない分野に取り組むときは、どのような思いで取り組んでいらしたのですか。

誰もやらないなら、私がとにかくやって、治すためのきっかけでもつかまえられればいいなと。

今みたいに縦割りだと、自分の科の病気であれば「うちでは何でもないので診ません」ということの連続になります。例えば、慢性疲労症候群は、神経内科の病気とされていないから、内科で検査をしますが、今まで分かっている病気の範疇に入らない。私は、自分の更年期の経験から、全身にいろいろな不調が出るのは脳の病気だと思っているから、神経内科の先生たちを巻き込みながらやりました。

## 健康管理について

—健康管理について心掛けるということがありますか。

男性は男性ホルモン、女性は女性ホルモンの影響で、ライフサイクルでどういう病気になりやすいかが分かっているのです。そのことをきちんと知識として持つておくべきですね。その上で、そうなったらこうしようとか、そうならないようにこうしようと考えながら生活するべきだと思います。

最近、私は、患者さん向けに本\*2を書いています。女性のライフサイクルは、女性ホルモンでコントロールされています。更年期障害というのは、エストロゲンがなくなった後の早い時期に見られる、自律神経の中枢部分が混乱に陥って起こる症状です。ところが、さらに時間が経つと、脂質異常症とか、耐糖能異常症とか、血圧が高くなるとか、骨粗しょう症とか、認知機能の低下が現れて、そちらの方が怖いわけです。そこで、なぜそのような症状が起こるのかを知って、その対策を立てましょうということを本で紹介しています。

—ご自身では、どのような健康管理をなさっていますか。

昔から早寝早起きで、食事に気を付けています。70歳の時に体力がぐんと落ちるのを感じたので、整体に行くようになりました。それから、75歳の時、急に体重が6キロぐらい減って、これは加齢による筋肉の減少だけど、筋肉は何歳からでも増やせるから、筋トレをしようと考えて、加圧トレーニングに行くようになりました。

—やっぱり早寝早起きは体にいいのですか。

生体リズムがあるんですよ。それは潮の満ち引きで左右されていて、脳のホルモンにも影響しています。睡眠ホルモンのメラトニンは夜の12時になったら落ちるんです。だから、12時より前に寝ると、良い質の睡眠が取れます。朝は、4時、5時ぐらいに外の気温も最低になって、そこから上がってくるので、その時に起きるんです。

—法律に関して、お感じになっていることはありますか。

堂本暁子さんが2013年に女子刑務所のあり方研究委員会を立ち上げて、私もその委員をしています。女子刑務所では、高齢者と若い人に二極化していて、若い人は薬物犯、高齢者は窃盗犯が多くて、再犯率が高い。その人たちの再犯率が高いのは地域との連携ができていないからです。女子刑務所の高齢者は孤立した環境にいた人が多く、認知症も多い。その人たちが刑務所から出てもフォローするような地域との連携の基盤を作りましょうということをやっています。

—これから目指していることはありますか。

100歳まで現役を目指そうと。そのためには健康管理。認知症にだけはなりたくないと思います。それには、やっぱり運動ですね。私が得しているのは、患者さんとコミュニケーションを取っていること。これは認知症予防にはとてもいいことです。認知症のリスクの35%は生活習慣を直せば減ると言われていて、1番のリスクが難聴なんです。難聴になると、周りの人も話し掛けにくくなって、1人でぼーっとしていることが多くなるので。私は、よく話しているし、運動もしているし、目標は100歳まで現役です。

### プロフィール あまの・けいこ

1967年東京大学医学部卒業。医学博士。東京水産大学(現・東京海洋大学)保健管理センター教授・所長、千葉県衛生研究所所長、千葉県立東金病院副院長などを歴任。現在、野中東皓会静風荘病院特別顧問。性差医療の第一人者として「特定非営利活動法人性差医療情報ネットワーク(NAHW)」「性差医療・医学研究会」(現「日本性差医学・医療学会」)を立ち上げ、女性外来の普及に力を入れている。著書『葉なしでも女性の血圧は下げられる』など多数。

\*2: 天野恵子著『女性の「コレステロール」「中性脂肪」はこうして落とす!』(PHP研究所・2017年3月)、同『女性外来のお医者さんが教える「更年期の苦痛」のやわらげ方』(PHP研究所・2019年8月)。

## 若手会員が活躍できる弁護士会に！

— 2020年度 会長就任に当たって —

東京弁護士会会長 富田 秀実

### 1 弁護士会の使命と役割

「基本的人権の擁護と社会正義の実現」(弁護士法1条)が弁護士の使命であると同時に弁護士会の使命でもあり、また、弁護士会は、憲法的価値を護るための活動を実践していく役割があります。

しかし、現在の東京弁護士会の会員数は8700人を超え、その内60期以降の会員は4300人を超えています。これらの若手会員の人達は、今後の弁護士会の中心となって活躍すべき人達であり、弁護士自治を支えていく人達です。若手会員の人達にとって業務基盤が不安定では、弁護士の使命や役割を果たすことはできません。

そこで、弁護士の業務基盤を確立させ安定させるためには、弁護士個人の力だけではなく、弁護士会の役割として、弁護士の活動領域を拡大し、業務基盤確立のための方策を講じ、特に若手会員への支援態勢を整備していくことが必要です。

### 2 弁護士会の憲法的価値を護る役割

- (1) 人権擁護活動は、弁護士会の最も重要な活動です。あらゆる差別や人権侵害に対して、その根絶を目指します。特に、LGBTなど多様なあり方を尊重します。
- (2) 国家の恣意的な権力行使を制限する立憲主義を堅持します。憲法の基本原理である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義に反するような改正には反対します。
- (3) 東京弁護士会の第二次男女共同参画基本計画の内容の実現を目指すと同時にダイバーシティ(多様性)の視点からの取り組みも実践します。女性副会長のクオータ制の導入を検討します。
- (4) 弁護人の取調べへの立会権、取調べの可視化の全件への拡大、再審法の改正など、憲法の理念に基づく刑事司法の改革をすすめます。
- (5) 弁護士自治を堅持します。若手弁護士に対する弁護士自治に関する研修を充実・強化します。

### 3 弁護士会の市民・社会のための役割

- (1) 訴訟費用の定・低額化や民事扶助の改善など、市民にとって利用しやすい民事司法の改革をすすめます。民事裁判のIT化やODR(IT・AIを利用したオンラインでの紛争解決手続)への適切な対応も必要です。弁護士法72条の厳正な運用も重要です。
- (2) 市民に対しての積極的な広報活動を推進し、弁護士を市民にとってより身近なものにしていきます。弁護士紹介制度を整備し、出張法律相談を定期的

実施します。災害時における災害法律相談体制の整備とその広報も重要です。

- (3) 公設事務所の取扱事件を、社会的役割として受任すべき事件あるいは通常の弁護士が受任しにくい事件等の受け皿として活用するなどし、新しい役割を担う公設事務所にしていきます。
- (4) 法曹養成コース(法学部3年+法科大学院2年)の設置や法科大学院生の在学中受験の導入に対して、弁護士会の対応策(研修の充実・強化)を具体的に検討します。

### 4 弁護士会の会員のための役割

- (1) 若手会員への支援策として、業務基盤の確立・安定を図るための施策や権利保護保険を拡大・充実させます。東京23区における法律相談や若手会員が直接に事件受任できる出張法律相談を実施します。
- (2) 若手会員に対する基礎的研修講座やネット研修を拡充し、その無料化を拡大します。弁護士研修体制および内容を見直し、その整備に取り組みます。研修会場の不足に対する対応策も検討します。
- (3) 若手会員のための事件処理に関する相談窓口や勤務事務所の勤務条件や待遇に関する相談窓口を設置し、若手会員が各種委員会の委員に就任できるような人事システムの導入を検討します。また、若手会員が会館内で定期的にテーマを決めて、他の弁護士と交流できる場を設営します。
- (4) 企業内弁護士向けの研修講座を増設し、講座の開講時間を夜間にしたり、ネット研修を拡充して、企業内弁護士への環境を整備します。企業内弁護士が業務や転職などを相談できる窓口を設置します。
- (5) 修習新65期から70期(貸与世代)の弁護士のため、国に対して是正措置を講じるよう働きかけを継続します。支援策を拡大し充実させます。

### 5 会財政の健全化

会財政の健全化のため、財政改革実現WGの答申を踏まえた取り組みをすすめます。会員証(図書館カードのIC化)を発行し、研修履歴や委員会出席履歴などに活用して、会の事務処理の効率化と省力化を図ります。

今後の一年間、これからの司法を担う若手会員を含めて、個々の会員が持続可能な形で弁護士会の使命や役割を果たしていけるよう、誠心誠意、会の運営に尽くしていく所存です。会員の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

2020年度の役員に  
誌上インタビューを行いました。  
1年間よろしくお願いいたします。

質  
問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

## 弁護士自治を護るために

会長 富田 秀実 (34期)



- ① 弁護士会の会員の約半数を60期以降の若手会員が占めるようになった現在、若手会員が会務に参加できるようにするために、若手会員に対して、研修やOJTを充実・強化し、業務基盤を安定させるための支援策を整備すること、弁護士に対する国民の信頼を失わないようにするために、弁護士不祥事事件の防止策を整備すること。
- ② それぞれの立場の意見をよく聞き、議論を十分に尽くし、方針や方向が決まった場合には、振れずに実行すること。
- ③ 長所—明るく、協調性があり、決断力もある  
短所—やや短気なところ  
趣味—読書 絵画鑑賞 日本酒
- ④ 誠実 勇気 決断

## 弁護士会活動の礎を確かなものに

副会長 木村 英明 (46期)



- ① 弁護士会の活動を活発にすることと財政の健全化をどのようにして両立させていくかということ、それに弁護士会の活動をいかにして若い弁護士に担ってもらい、次世代に引き継いでいくのかということを考えています。
- ② 物事を決める際にはいろいろな意見を聞いて、将来の弁護士会によりよい結果がもたらされるよう根気よく考えていくことです。
- ③ 長所は辛抱強いところです。人の話を聞くことが苦になりませんが、いろいろな話を聞いているうちに決断が遅くなる傾向があるのが短所でしょうか。  
趣味といえるものはありませんが、最近では昨年誕生した孫の成長が一番の楽しみです。
- ④ 座右の銘といえるものはありませんが、何事も諦めないということを肝に銘じています。

## 弁護士自治の堅持と財務の適正化

副会長 吉村 誠 (47期)



- ① 会員一人ひとりが社会のニーズに沿った活動に専念できるように弁護士会がどのようにサポートしていけるか。弁護士自治の堅持と財務の適正化に尽力したいと思います。
- ② 相手の立場にたって物事を考えつつ、物事の全体像とディテールのバランスをとること。
- ③ 長所は、プラス思考。短所は、いろいろありますが、例えば、人にものを頼むのが苦手なこと。  
趣味は、テニス（専らダブルスです。毎週は難しくなりました）とバンド演奏です。70年代英米ハードロックのコピー中心。ギター担当ですが、ベースも弾きます。昨年は4回ライブハウスでの演奏をしました。
- ④ 論語の「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」を心がけるようにしています。

## 市民のために 市民とともに

副会長 田島 正広 (48期)



- ① 弁護士会が市民から頼りがいのある存在として、市民とともに永く歩んでいくために、その法的ニーズによりの確かつ持続可能な形で応えられる体制を検討し、構築することです。
- ② 対話力と共感力、調整力と説得力、そして実行力です。
- ③ 長所は決断すべき時には決断すること、短所は考え事をしながらの出掛けの忘れ物でしょう。

うか（玄関やオフィスを出た瞬間に「あ！」というシーンがしばしば。苦笑）。

趣味は、スキー、オペラ、合唱、読書（歴史ものが多いです）、そして愛犬メリーに癒されることです。

- ④ 「人は城 人は石垣 人は堀 情けは味方 仇は敵なり」（甲陽軍鑑）国府に城らしい城はなくとも外敵の侵入を許さなかった武田信玄の統治を表す言葉です。

## 東弁会員としての誇りを持って

副会長 村田 智子 (48期)



- ① 東弁のこれまでの憲法問題、人権諸課題等への取り組みをサポートすると同時に、担当させていただくすべての委員会等の活動をバックアップしていきたいと思っています。また、多様な会員の声に耳を傾けていきたいです。
- ② 「日々生かされていることに感謝しながら生きる」ということです。でも、これがなかなか実現できていません。

- ③ 長所はクヨクヨしないこと、短所はせっかちで短気なことです。皆さん、私がせっかちになっていたら注意してください（笑）。

趣味は食べること、飲むこと、寝ることと犬の散歩ですが、あまりにも芸がないので今後は趣味を増やしたいと思っています。

- ④ 「門をたたけ、そうすれば開けてもらえるであろう」です。

## 会員と共により良い弁護士会を目指して

副会長 深沢 岳久 (49期)



- ① 学校でのいじめや社会的な差別の問題です。特に、子供がいじめにあっているという報道を見ると、近くに居た大人や友達が救えなかったのかと心が痛みます。
- ② やらなければならないこと、又はやるべきことを直ぐに実行することです。何事もスピード感をもって取り組むように意識しています。
- ③ 一つの物事を時間をかけて検討して、その

本質は何かを探求することが習い性になっています。自ずと様々なことを「考え抜く」ことが多いわけですが、同時に考え過ぎて、そのこと自体にとらわれないように気をつけています。

趣味は旅行です。これから行ってみたい場所が多くあります。

- ④ 常々「寛容」の精神を大切にしています。

## 諤諤之臣～新しい課題へ積極的に取り組みます

副会長 箭内 隆道 (53期)



- ① 「今年一年で自分に何ができるか」です。とても長く感じる短い一年になりそうですが、これからも意見や助言や諫言を是非よろしくお願いします。
- ② 家族、そして良好な健康状態です。私を知る人からはどこか？と言われそうですが昔とは違います。
- ③ 良くも悪くも情緒的、良くも悪くも議論好き、なところでしょうか。

趣味は引き出しを開け合うコミュニケーション（その本が好きなら（カラオケでそれ歌うなら）こちらはこれでどうだ、みたいな）です。最近はトライアスロンやダンス（ポリウッド）もします。

- ④ 今日読んだ新刊でも「広きを見渡し、狭きを見抜く（エディ・J）」という言葉にぐっときました。ずっと大切にしているのは大学からの恩師である石丸俊彦先生に頂いた言葉である「随所に主となる」です。

## 監事の任務と関係ないようですが

監事 豊崎 寿昌 (48期)



- ① 世界、日本社会に加え、弁護士の世界をも覆いつつある世代と立場による「分断」をどう克服していくか、です。
- ② 「正しい」と思われているものが本当に普遍的に正しいのか、ある立場の者にとって正しいものなのか、複眼的な思考を持ちたいと思っています。
- ③ 長所ははっきりと発言すること、言動に一貫性を持つこと（でしたが年とともに多少曖昧に…）。

- 短所は気が短いこと（これは年を取ってもあまり直らないw）。趣味はライフワークとして日本泳法（水府流太田派で一応範士）、スキー（田島副会長には敵いませんが）、旅行（専ら国内温泉巡り♂）、映画（シネフィル、とまでいかないミーハーですが）。
- ④ 「下手な自分にできる最高の仕事をしよう」（小学校6年生の時の担任の先生が紹介した誰かの言葉です。誰かは忘れました）

## 元気が出る財政再建を

監事 鈴木 敦士 (51期)



- ① 法曹人口問題と弁護士の在り方の変化、人権擁護活動を熱心にやっている会員が経済的にも報われる制度作りが必要です。個々の弁護士の経済基盤の安定なしに、会財政の安定はあり得ないと思います。
- ② 専門性と継続性。長く続けていることはそれなりに理由があつてのことなので敬意を払い、専門家の話はうのみにせずによく聞いて理解したうえで考える。

- ③ 長所と短所：主体性がある＝協調性がない、こだわりがある？＝短気、長所は就活・面接対策サイトを見て短所を言い換えてみました。  
趣味：旅行（神社・仏閣その他古い建物を見て回る）
- ④ 「明けない夜はない」辛いことがあってもいつかは終わると思って頑張るか、じっとしてやり過ごすかなど、その時によります。

## 2019年12月6日開催 外国人支援団体との交流会報告

外国人の権利に関する委員会

副委員長 古池 秀 (65期)

委員 雨宮奈穂子 (65期)

幹事 酒井 昌弘 (69期)

研修員 宮下 萌 (71期)

### 全体報告会

#### 活動10年を迎える仮放免者の会

委員 雨宮 奈穂子 (65期)

全体報告会では、活動10年を迎える関東仮放免者の会事務局長の宮廻満様にご講演いただいた。

#### 1 仮放免者の会の発足

仮放免者の会は、被收容者すべてが連帯して、仮放免と在留資格を取得することを目標として、2010年10月31日に発足した。

1980年代に産業界の人手不足を補うため、海外から多くの労働力を迎え入れていた日本は、2008年入管法改正により外国人を帰国させる政策へ変更し、再收容、長期收容を繰り返した結果、22万人であった外国人は11万人に減少した。

2010年に牛久（東日本入国管理センター）で被收容者2人の自殺、成田での強制送還死亡事件が起こった。牛久の被收容者は「入管に殺されるのか、自分で自分を殺すのか」という選択を迫られ、同年5月に集団ハストを始めた。これが仮放免者の会結成の動機となった。その結果、牛久での仮放免者は増加し、再收容もなくなった。2011年2月には品川（東京出入国在留管理局）で、3月に横浜（同局横浜支局）で再收容がストップした。

#### 2 安倍内閣発足後の変化

しかし、2012年12月の安倍内閣発足後、入管政策は再び厳しくなり、強制送還の再開、チャーター便による集団送還が開始された。

2013年10月からは、品川で夫婦案件の再收容が開始され、仮放免者の会はそれに必死に抗った。その結果、日

本人の配偶者のいる仮放免者に対して、出国後1年後の再上陸特別許可を与えるという譲歩を勝ち取った。2019年4月に初めて会員の1人が戻り、最近では1ヶ月に1人の会員が帰ってきている。

#### 3 おわりに

社会活動だけでは変わらないものもあり、昨今弁護士の介入を得られるようになったことは、前進の一過程と考えている。

### 第1分科会

#### 差別禁止条例案と各地方自治体での動き

研修員 宮下 萌 (71期)

第1分科会では、差別禁止条例案と各地方自治体での動きについて、当委員会の李世燦委員が基調報告を行った。本会は、2018年に人種差別撤廃モデル条例案を発表したが、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」施行から3年が経過した現在の地方自治体の主な取組みは、以下のとおりである。

#### 1 東京都

東京都条例は2019年施行されたが、第12条に定められた「公表」として、2019年5月20日に行われた練馬区内での街宣における言動及び同年6月16日に行われた台東区内でのデモ行進における言動が「不当な差別的言動」に当たると認定された。

#### 2 国立市

国立市条例では、差別の禁止を明記している（第3条）。罰則規定は設けられていないが、差別解消を推進するため、市長の付属機関として審議会が設置され、調査などを行い必要な措置を答申することが盛り込まれた（第16条）。

### 3 世田谷区

世田谷区条例にも「差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない」という条項は定められている（第7条）。罰則はないが、具体的な基本的施策が明示されている（第8条）点や区民からの相談を受け付ける区長の諮問機関である「苦情処理委員会」を設けている（第12条）点は評価できる。

この他にも、観音寺市、神戸市、大阪府等で条例が制定されており、また、分科会が開催された時はまだ成立されていなかったが、2019年12月12日に川崎市で罰則を含んだ画期的な条例が制定された。

各地での取組みを参照しながら、本会も反人種差別に関する取組みを引き続き進めていきたい。

## 第2分科会 外国人と教育現場

副委員長 古池 秀（65期）

今回は、出席者から現場における生の声をもとに意見交換を行うべく、特に基調講演を設けなかった。出席者全員の所属と名前、外国人との関わりについて自己紹介をしたところで、まずは、元高校教員の出席者の方が報告された事例を取り上げた。具体的には、在留資格のない高校生が大学受験し、合格通知を受け取った後で、入学金を支払い済みであったにもかかわらず、在留資格が無いことを理由に、学校側から入学を拒絶された事例であった。小学校から高校までは特に在留資格が問題とならなくても、大学や専門学校では入学に際し在留資格が問題とされる現状が明らかになった。そもそも正規の入学手続きができない以上、すでに支払われた入学金は返還を求められるはずである、本人都合で入学を辞めて入学金の返還を求めるケースとは事情が異なる、との意見が弁護士からなされた。

その他、どちらも在留資格を持たない両親と子供2人の4人家族につき、子供に留学の準備が整うことを条件に、子供にだけ在留資格を与えるが、その代わりに、両親は本国に帰国せよと入管から言われたという事例が紹介された。いわゆる家族分断ケースである。このような家族分断ケース

に対しては、弁護士側から、条約を根拠に家族には結合する権利がある、との理論的な主張を入管や裁判所に主張するものの、受け入れられない現状であるとの報告がなされた。

## 第3分科会 入管収容の現状

幹事 酒井 昌弘（69期）

### 「いま、入管で起きていること」

第3分科会では、本邦入管収容の現状につき広くお伝えする趣旨で、駒井知会会員が基調講演を行なった。本邦入管当局は非正規滞在者の全件収容が原則であるとの見解をとり、とりわけ昨今、特に2018年2月28日付けで法務省入国管理局長（当時）から「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」（法務省管警第43号指示）が出されて以降、入管収容期間の長期化が進んでいる。その上で駒井会員からは、以下の4点につき報告がなされた。

- ①長期収容増加原因の一つには、本邦の難民認定率が他の難民条約締約国と比し、著しく低いという事実がある。
- ②2019年6月には、長期収容に抗議するためハンストをしていた被収容者が餓死するという痛ましい事件も起きた。
- ③被収容者によるハンストの広がりを憂慮した入管当局は、ハンスト者に対し2週間の期限付で仮放免を出すようになったが、被収容者が2週間後に出頭すると即再収容するという非人道的扱いを続けている。
- ④出入国在留管理庁も、長期収容問題解決のため、有識者会議（収容・送還に関する専門部会）を設け、2020年3月を目途に提言を纏める意向だが、本会議に対し入管当局から提出された関連資料には明らかな虚偽事実が含まれ、国会で問題となった。

講演後、参加者からの質疑応答も行われ、非正規滞在者の長期収容問題解決に関しては、国際的な人権条約解釈水準に合わせ、収容期間に上限を設け、日本が批准した各人権条約の趣旨に沿った解決がされるべき、といった意見が出され、盛会の内に終了した。

2020年2月5日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「遺産分割調停と相続法改正～東京家庭裁判所における取組～」

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 大竹 寿幸 (57期)

2020年2月5日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

まずは、東京家裁家事5部部総括判事から、東京家裁における家事5部の位置付け・沿革、調停手続と審判手続の違いについて説明がありました。現在は裁判官5人の体制です。そして2018年の全家裁における新受件数は15000件を超え、そのうち東京家裁は約1500件ですので、家事5部の裁判官は年間300件の新件を担当することになります。審理期間は24%が6か月以内、61%が1年以内に、平均期日回数7.1回で終了しており、終局事由は調停成立が51%、調停に代わる審判が18%、審判はわずか6%ということです。

続いて、調停室や当事者控室を見学しました。調停室には「遺産分割調停の進め方」というチャート図や、何が遺産分割協議の対象となる遺産か、何が特別受益や寄与分に該当するかなどを説明したQ&Aが準備されています。これらは弁護士には見慣れた光景ですが、市民委員からは質疑応答時に「親切な資料を用意されていることに感銘を受けました」と感想を述べる委員もいらっしゃいました。

さて見学から戻って質疑応答です。

- ① 改正相続法で相続人以外の親族が財産の維持増加に貢献した場合に請求する「特別の寄与料」制度が創設されましたが、権利行使期間が相続開始及び相続人を知った時から6か月以内かつ相続開始のときから1年以内となっています。しかし、相続人の配偶者（多くは妻でしょう）等が上記期限内に権利行使するのは困難ではないかとの問題意識から、相続開始から遺産分割調停申立までの平均期間について尋ねましたが、東京家裁は統計を取っていないとのことでした。
- ② 改正相続法が適用される事件がちらほらと申し

立てられてきたそうですが、改正相続法の制度が扱われるか、運用状況・課題などはまだ不明ということでした。

- ③ 配偶者居住権の評価については議論中で、家裁としての考え方が実際に当事者に受け入れられるかというあたりを見ていきたいということでした。
- ④ 当事者が期日に出席できない場合の、電話調停などの運用状況は、代理人弁護士の場合は事務所で対応していただけるが、当事者の場合は最寄りの家裁に出頭してもらっているとのことでした。関連してIT化については、調停手続の性質上、重要な節目には当事者に出頭してもらうのがふさわしいのではないかとのご意見でした。
- ⑤ その他、市民委員からは、事実婚の場合はどうなるのか（遺言相続となるため家事5部では扱わない）、調停事件の当事者の人数（相続人が高齢な事案では、相続人が途中で亡くなったりすることで当事者が多数となることもある）等の質問がありました。
- ⑥ 相続人が高齢化していることもあり、相続人が当事者ではない人の影響を受けやすかったり、まだまだ自分の権利を主張しないことが美德とされる風潮が残っていたりするので、自分で自分を守れない人を家裁はサポートしてほしいとの要望が出されました。

今回は、2020年6月23日（火）、テーマは「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

**\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**

# も っ と 知 ろ う よ ! オ キ ナ ワ !

## 第26回 2019年度沖縄調査報告

兵庫県弁護士会会員・元当会憲法問題対策センター事務局長 西田 美樹 (54期)

2020年1月31日から2月2日にかけて実施された、毎年恒例の人権擁護委員会沖縄問題対策部会による沖縄調査に参加してきた。今年も、川村前副会長を筆頭に、人権擁護委員会だけでなく、沖縄に関心のある参加者や、第二東京弁護士会からも参加しての道中となった。

### 県庁にて

最初に訪れたのは沖縄県庁だ。シーサーや沖縄紅型が見守る玄関ホールを通り抜け、会議室へ。

そこで、県庁辺野古新基地建設問題対策課の方から、辺野古新基地問題についての説明を聞いた。日本の国土面積の0.6%しかない沖縄県に米軍基地が集中している現状。しかも、日本本土の（便宜上、「本土」という用語を使わせていただく）反基地運動の高まりとともに、本土から沖縄へ海兵隊が移転したり、復帰当時、日本国内の基地の57%だったのが70.3%に増大しているなど、沖縄の過重な負担の現状を伺った。

また、普天間飛行場は、元々役場があり、人々の生活の営みがあったところに飛行場がつけられたものであり、飛行場ができてからその周りに人が住み始めたわけではないことを強調されていた。本土では、こういうことすらもわかってもらっていないと強調していた。

辺野古について、「新基地」と呼んでいる理由についても説明があった。普天間飛行場と辺野古では、規模が全く違う。辺野古では、沖縄の負担は増大するばかりで、本土との格差が固定するだけなので、新基地と呼んでいるとのことであった。

辺野古のある大浦湾の特殊性についても説明があった。大浦湾は、ジュゴンの生息地としても知られているとおり、非常に多様な生物種が暮らしている。

その数は、世界遺産に登録された小笠原諸島の4400種を上回るとも言われている。

現在の進捗状況や、県がこれからどのように国と交渉しようとしているかなど、熱っばい説明を聞いた。

辺野古の軟弱地盤についても、国の工法、それに対する県の対応について、どのようなことが考えられるかなど、質疑応答を交えて、実りある議論ができた。

### 沖縄戦によるPTSDについて

沖縄戦によるPTSDについて研究している元沖縄県立看護大学教授の當山富士子氏から、沖縄戦によるPTSDについてのレクチャーを受けた。

戦争とPTSDというと、ベトナム戦争での米軍兵士の戦時後遺症からメジャーになったように、兵士のPTSDがクローズアップされることが多いように思われる。

しかし、激しい地上戦が行われた沖縄では、被害住民にもPTSDの症状が出ているということが、最近の研究で明らかになった。大きな物音を聞くと怖い、よく眠れないというようなものから、フラッシュバックが起きる、精神疾患を発症した方まで、症状は様々だったが、戦争さえなければという思いを強く感じた。

また、沖縄に基地があること故にいつまでたっても癒やされないPTSDもあった。米軍関係の報道が毎日のようにされ、それに接するとフラッシュバックが起きたり、基地近くにお住まいで、常に爆音にさらされ、そのたびに不安な思いをして家から出られなくなったり…。戦後75年を経てもなお癒やされない傷に、沖縄戦の悲惨さを感じた。

また、この研究を進めていくことによって、なぜ自



琉球セメントの安和棧橋の土砂搬入口での抗議活動



瀬嵩灯台跡の高台から大浦湾を見下ろす

分が不安な思い、つらい思い、フラッシュバックが起きるのがわからなかったが、戦争のせいだということがわかって心が軽くなったという方がいるというのが、救いだった。

## 護郷隊の碑

護郷隊（ごきょうたい）をご存じだろうか？ 陸軍中野学校が、沖縄陥落後も本土決戦を遅らせるためゲリラ戦、スパイ戦を続けようとして結成した秘密組織である。沖縄島北部の兵役前の少年、中には国民学校在学中の少年を集めて訓練し、沖縄の山中でのゲリラ戦をするために訓練した組織である。秘密組織という性質故、これまであまり知られることがなかった。碑もひっそりと目立たないところに建っていた。

年端のいかない少年たちに重い責任と忠誠を誓わせた当時の陸軍の苛烈さ、少年たちの思い、送り出す家族の思い、様々なことを考えさせられる碑だった。

## 辺野古見学

海は、まだまだ美しかった。埋め立てられているのは、まだ1%。「勝つためにはあきらめないこと」という旗が力強くテントに貼られていた。

## 土砂の搬入・搬出状況について

辺野古に持っていく土砂を搬入・搬出している安和棧橋の見学に行った。遠くから、堀越しに見学した。ダンプトラックが赤土を持ってきてベルトコンベアに

乗せる。私たちが見ている間にも、何台も何台もダンプトラックがベルトコンベアに到着する。あの赤土が、美しい海にぶちまけられる…？ 無残な情景が頭の中によぎっていった。

正門に回ると、反対派がトラックの出入りに抗議の活動を行っていた。文字どおり体を張って、トラックの前を牛歩戦術で横切っておばあ。ゆっくりゆっくり、だけど止まらず横切っていく。トラックは前に進むことができない。警備員もなすすべもない。横切ったら次は別の人。1分でも1秒でも埋め立てを遅らせたいという気持ちがひしひしと伝わり、横断してきたおばあと思わず握手をしてしまった。

## 埋め立ての現状と辺野古埋立の問題点についてのレクチャー

土木技師の奥間政則氏にレクチャーをしていただいた。市民30人集まれば、訓練を中止させる力がある、理論で武装するんだという言葉が印象的だった。

## 全体を通しての感想

沖縄はもう何度目になるだろうか。大浦湾にスキューバダイビングで潜ったこともある。生態系の豊かさというのは、肌で知っている。

それでも、沖縄に来るたびに新しい発見がある。一生心に残しておきたいと思う言葉に出会う。今回も、そんな言葉に出会った。

来年は、もっと多くの会員が参加して、一生心に残しておきたい言葉に出会ってほしい。

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第100回 自衛隊中東海域派遣反対会長声明

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

**A:** 東京弁護士会は、2月6日に自衛隊の護衛艦「たかなみ」の中東海域派遣に反対する会長声明\*1を出したんだって？

**B:** そうだね。昨年12月末の派遣閣議決定に合わせて出した反対声明、本年1月の対潜哨戒機派遣に反対する会長声明に続いて、今回は3度目になるね。

**A:** 同じような声明を繰り返しているだけじゃないか。

**B:** 同じような行為が繰り返されるなら、何度でも出すのが正しいと思うけど。

**A:** しつこいようだけど、弁護士会が自衛隊の活動について対外的なコメントを出すなんて、政治的活動で、中立性に反するんじゃないのか。

**B:** いつも引用して恐縮だけど、日弁連のスパイ防止法案反対決議に関する東京高裁1992年（平成4年）12月1日の判決が「弁護士法1条2項に定める法律制度の改善に努めるために、法理論的な見地からの意見である限り、会の目的の範囲内である」といっている趣旨からすると、セーフだと思うけど。

**A:** でも、今回の声明は、政治的なものじゃないか？

**B:** 2019年12月27日付け会長声明\*2をよく読んでほしいな。要点は、派遣の法的根拠の点、つまり防衛省設置法4条18号の「調査及び研究」を根拠とする点を、防衛省設置法自体が「自衛隊の任務、行動及び権限等は自衛隊法に定めるところによる」（法5条）としてることとの関係で無理がある、つまり法治主義に反するという批判と、派遣対象地域の危険性の高まりを考えると、偶発的に戦闘行為に巻き込まれるおそれなどもあるから、こういう危険な地域に派遣することは、憲法9条の恒久平和主義にも反する疑いが強いという批判だから、法論理的な見解だよ。

**A:** しかし、日本の船舶の保護はどうするんだい。

**B:** う～ん、でも今回は、日本の船舶を守るための海外派遣ではないはずだね。国連のPKO活動ではない

し、アメリカ主導の多国籍軍の一員としての活動でもない我が国独自の活動であるとされているけど、必要に応じて海上警備活動に切り替えるとも言われているから、偶発的な武力行使につながるおそれがあるわけで、法的根拠が疑わしいし、国会の関与も弱いから…。

**A:** 取りあえず派遣の法的根拠はさておき、現場では、あらゆる事態に対応する必要があるだろう。そういう意味では、現場の対応については、安保法制上、武器防護の規定もあるし、後方支援だって可能なんだから、法的根拠はあるよ。

**B:** そういう規定自体、憲法違反だと反対してきたはずだよ。根拠もあいまいなまま出動し、現場の判断で武器使用を認めるなら、武力行使を限定してきた9条の歯止めは無くなってしまうと思うけど。

**A:** じゃあ、何度も言うけど、日本の船舶の安全を守らなくてもいいのかい？

**B:** 海外での問題は、できるだけ危険な地域での活動を避けることを徹底して、船舶も安全な航路を選ぶべきだよ。そして、安全を脅かす勢力が犯罪的な「海賊行為」などのレベルであるのか、国家に類する組織による「武力行使」などであるのかにもよって違うから、まずは、あくまでもその国の警察権を尊重しなければならないし、その地域の他国の軍隊の活動などとの関係もあるから、我が国が安易に自衛隊を派遣すること自体、常に慎重でなければならないと思う。

**A:** じゃあ、君は、何をすべきだというんだい。

**B:** 憲法9条のもとで、違憲とされるべき法律を廃止ないし改正し、自衛隊の海外での活動について、きちんとした法整備をすることを急ぐべきだと思う。

**A:** そんな悠長なことでもいいのかい。

**B:** 我々は、日ごろから、常にこういう議論を深める必要があると思うけど。

(…やはりA君とB君の議論は、尽きない)

\* 1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-567.html>

\* 2 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-561.html>

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

## 第83回 東京地判令和元年5月23日

(Y法人事件/労判1202号21頁)

学部廃止を理由とする整理解雇の有効性を否定した例

労働法制特別委員会研修員 中野 博和 (71期)



## 第1 事案の概要

- 1 X1ら(3名)は、Yが運営するA大学B学部C学科の教授であった。
- 2 A大学B学部は、平成20年度以降継続的に定員割れの状態にあった。そこで、Yは、平成24年3月21日、C学科の平成26年度以降の学生募集を停止し、これに伴い、B学部を廃止することとした。また、同日、平成26年度からD学部を新設し、同学部の専任教員は原則として全員新規採用する旨決定した。
- 3 Yは、平成25年12月17日以降、①希望退職の募集、②他大学又は他学部からのオファーがあれば速やかに連絡する旨の伝達、③研究者用の求人ウェブサイトの通知、④Yの運営する中学校及び高等学校に対するX1らの採用の可否の問い合わせ並びに⑤本俸を維持する労働条件での専任事務職員としての雇用の提案を行った。  
X1らは、平成27年3月23日、教職員組合(以下「本件組合」という)を結成し、Yに対し、X1らの雇用の維持等を議題として、交渉場所をA大学のキャンパス構内とする団体交渉の申入れをしたが、Yは、交渉場所を学内とする団体交渉には応じられないことなどを理由として、申入れに応じなかった。
- 4 Yは、平成29年2月21日、X1らに対し、同年3月31日をもって解雇する旨通知した(以下「本件解雇」という)。
- 5 X1らは、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認、及び解雇後の月例賃金等の支払を求めて、本訴訟を提起した。

## 第2 主な争点

本件解雇の効力

## 第3 裁判所の判断

一部認容(本件解雇の効力を否定)。

### 1 判断基準

本件解雇は、X1らに帰責性のないYの経営上の理由によるものである。そうすると、本件解雇が解雇権を濫用したものとして無効となるか否かは、人員削減の必要性、解雇回避努力、被解雇者選定の合理性及び解雇手続の相当性に加え、本件においては、X1らの再就職の便宜を図るための措置等を含む諸般の事情をも総合考慮して、本件解雇が客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められるか否か(労働契約法16条)を判断するのが相当である。

#### 2 (1) 人員削減の必要性

B学部は、継続的に定員割れの状態にあり、このような状況の下で、Yが同学部の廃止を決定したこと自体は、経営判断として不合理ということはない。

本件解雇の時点において、Yの資産、収支及びキャッシュフローはいずれも相当に良好であったというべきであり、X1らを解雇しなければYが経営危機に陥るといった事態は想定し難い状況であった。

以上によれば、人員削減の必要性が高度であったとはいえない。

#### (2) 解雇回避努力義務等

希望退職の募集は、X1らが希望退職に応募しない場合は解雇することを前提に、応募した場合は退職金に退職時の本俸月額12か月分の加算金を支給する旨提案したにすぎず、十分な解雇回避努力とはいえない。本件においては、再就職の便宜を図るための措置も考慮すべき一事情であるものの、他大学、他学部又はYの運営する中学校及び高等学校にX1らの採用の可否を問い合わせたにすぎず、また、X1らが自ら閲覧可能な求人ウェブサイトのURLを

X1らに通知したにすぎないから、解雇の有効性を基礎付ける事情として十分なものとはいえない。

本件各労働契約においては、X1らの地位を大学教員に限定する旨の黙示の意思表示の合意があった。このようなX1らの地位に加え、配置転換により大学教員として雇用を継続することが不可能とはいえないことを併せ考慮すると、本俸を維持する労働条件での専任事務職員としての雇用の提案も本件における解雇回避努力としては不十分というべきである。

Yは、D学部の教員は原則として全員を新規採用とする旨決定し、その後、X1らに対し同学部への応募の機会を与えないまま同学部の教員を決定して、結果的にX1らを同学部に異動させる方法による解雇回避の機会を失わせる一方で、X1らに対し、同学部の教員の決定後である平成25年12月17日に至るまで、B学部の廃止に伴い解雇となることを説明せず、かえって、X1らを含むC学科の教員の身分について今後個別に相談したい旨繰り返し述べるなどしていた。

以上の事実経過に照らせば、Yは、X1らが解雇となることを認識しながら、X1らに対してはそれを明らかにすることなく、意図的に解雇を回避する機会を失わせ、X1らをA大学から排除しようとした疑いを払拭できない。

以上によれば、Yが解雇回避努力を尽くしたということはできない。

### (3) 解雇手続の相当性

YがX1らに対し解雇の必要性やX1らを配置転換できない理由等につき十分な説明をしたことをうかがわせる証拠はなく、また、Yは、本件組合の本件各労働契約の存続等を議題とする団体交渉を拒否したことなどに照らせば、X1らに対する説明やX1らとの協議を真摯に行わなかったものというべきである。

### (4) 総括

以上によれば、本件解雇は、解雇権を濫用したものであり、社会的相当性を欠くものとして無効である。

## 第4 検討

- 1 整理解雇の有効性の判断枠組みは、①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③被解雇者選定の合理性、④解雇手続の相当性等を総合考慮して判断する、いわゆる総合考慮説が実務上定着しつつあるところ、本件でも総合考慮説の考え方に基づいて整理解雇の有効性を判断している。本件では、上記①から④の要素に加え、「再就職の便宜を図るための措置」を考慮要素の一つとして挙げている点が特徴的である。
- 2 本判決は、3度の希望退職の募集いずれにおいても退職金に退職時の本俸月額12か月分もの加算金を支給するものとされており、一定程度の解雇回避努力を行っているとは評価することもできる。そのような中で、本判決が当該希望退職措置を解雇回避努力として不十分としたのは、Yが、意図的に解雇を回避する機会を失わせ、X1らをA大学から排除しようとしたと疑われる行動をとっていることが大きな理由ではないと思われる。
- 3 本判決は、X1らの地位を大学教員に限定する旨の黙示の合意を認定した上で、配置転換により学部には所属しない大学教員として雇用を継続することが不可能とはいえないことから、本俸を維持する労働条件での専任事務職員としての雇用の提案は解雇回避努力として不十分と認定している。あえて学部所属とまでは限定しなかったことにより、Y側に配置転換による解雇回避努力義務が課されるものとなったことは注目に値する。

## トピック

### 司法研究報告書「裁判員裁判と裁判官」に対する雑感

刑事弁護委員会副委員長 小川 弘義 (65期)

#### 第1 評議に関する司法研究報告書

2019年12月、裁判員裁判の評議に焦点を当てた司法研究報告書(第70輯1号)が出版されました(司法研修所編2019年「裁判員裁判と裁判官—裁判員との実質的な協働の実現を目指して—」法曹会。以下「司法研究」といいます)。

紙面の関係上、ごく一部になりますが、若干の検討をしたいと思います。

なお、司法研究の考え方を全ての裁判所が採用しているわけではないでしょうし、本稿も是認するわけではありませんので、十分ご留意ください。

#### 第2 いくつかの検討

##### 1 説明事項と協働事項

司法研究では、評議における、裁判官による裁判員への説明の対象となる事項を「説明事項」、裁判官と裁判員の合議の対象となる事項を「協働事項」として、区別しています(1頁～2頁)。

上記区別を前提に、説明事項の説明方法、協働事項に関する裁判官の関わり方について触れ、間接事実からの総合認定、正当防衛、責任能力、量刑判断が問題となる事案における評議の在り方に言及しています。

##### 2 第1次役割は当事者にある

###### (1) 司法研究の指摘

司法研究は、説明事項の説明や協働事項の判断の

視点提供に関し、当事者に第1次的な役割があるとしています(1頁・注3, 6頁・注19参照)。

刑事裁判が当事者主義を理念としていることや、弁護人が求める結論を獲得するためには、まず弁護人の主張を取り上げて議論してもらう必要がありますから、是認できることです。

ただし、弁護人にとっては、「依頼者にとって利益になるか」という視点が重要ですから、「適切な評議のために裁判所に協力する」ことが常に正しいとは限らないため、留意が必要です。

なお、量刑評議に関し、犯行前後の事情、被害弁償・示談、被害感情の宥和に関し、なぜ刑を重くする(軽くする)事情となるのかは、まずは当事者が説明すべきである(139頁, 146頁・注284, 147頁・注287)とあり、前科に関しても「単に「前科がないこと」を主張するのみでは、裁判員の共感を得るのは難しい(149頁)」とあり、参考になると思います。

###### (2) 東京三会模擬評議を傍聴した雑感

###### ア 当事者の主張に沿った評議は行われているか

年に一度、裁判所、検察庁の協力のもと東京三弁護士会で行われてきた模擬評議(以下「模擬評議」といいます)では、当事者の主張に沿った評議が行われた年と、そうではない年がありました。

事案の性質、当事者の活動の拙劣、裁判官・裁判員の個性などの原因も考えられますが、評議で主張を取り上げてもらうために改善点はなかったかという観点で見直すことは有益なように思います(模擬評議のDVDは、原則として、会員に貸出していますので、是非ご覧ください)。

###### イ 量刑事情に関する説明

また、模擬評議では量刑事情の位置づけ(例えば、

なぜ量刑に影響するか等)を裁判官が詳細に説明しているような場面も見受けられました。

過度な説明は誘導とも捉えられかねませんし、目指すべき刑事裁判とは言えないでしょう。

近時の評議では、説明事項に属さない事項に関し、法廷で当事者が詳細に触れなかった点を、裁判官が詳しく説明することは控える傾向にあるようです。

刑事裁判における弁護人の責任が一層増しており、弁論等で証拠や事実関係を丁寧に評価し、議論するという姿勢が重要と思います。

### 3 事例一覧表の取り扱い

#### (1) 3つの取り扱い

量刑評議における事例一覧表の取り扱いについて、①事例一覧表を示すことはしない、②量刑グラフの重い部類、軽い部類、中間の部類のイメージを持ってもらうために、各部類に該当する事例を一覧表の中からいくつか紹介する扱い、③事例一覧表を印刷したものを配布するという3つの扱いが紹介されています(153頁)。

#### (2) 模擬評議を傍聴した雑感

過去の模擬評議でも、量刑グラフを示すタイミング、事例一覧表の取り扱いは様々でした。評議の序盤に②の方法で、具体的な事例が示された年もありましたが、事例が裁判員の判断に大きく影響しているように感じました。

#### (3) 評議における説明は弁護人が確認できない

事例一覧表の詳細な内容を見ると、過去の事例ありきの判断になってしまう危険もあるため、慎重な扱いが必要です。

量刑グラフの位置づけと説明方法に関しては司法研究に言及がありますが(150頁・注295参照)、事例一覧表も含め実際の評議でどのように説明されるのか確認する術はありません。

事例一覧表の取り扱いに関し、事案に応じて、公判前整理手続等でコンセンサスを取り、弁護方針を検討する方法は考えうると思います。

#### (4) 事例一覧表にばらつきがある場合

また事例一覧表の事案の中でも、一見すると同じような事案なのに、量刑が大きく異なっていることもあります。

もし評議において事例一覧表を見せるというのであれば、どのような事例を見せる予定か確認を求める方法もあり得るでしょう(「あてはめ」に関する類似事例等の扱いにつき、10頁・注32参照)。

仮に事例一覧表を評議で見せる裁判体であれば、弁論において「この後の評議で、より細かい事例一覧表を見るかもしれませんが、似た事例を探して判断して頂く必要はありません。…」など、適切な手当は検討されるべきでしょう。

### 4 争点整理手続中心主義への懸念

説明事項、協働事項の視点提示の第一次的な責任が当事者にあるとすれば、それらについて、公判前整理手続において共通認識を形成したいと考える裁判所もあるかもしれませんが、依頼者にとって有益であれば弁護人から提案することも考えられます。

他方、こうした対応は、あらゆる事項を公判前整理手続で決めることにつながりかねず、手続の遅延、公判中心主義の形骸化を招く懸念があります。

刑事裁判の一翼を担う弁護人として留意しておくべき問題と思います。

## 第3 最後に

裁判員制度が施行され、11年目に入りました。

司法研究は、大きく変化した刑事裁判に一石を投じるものと思いますが、まだまだ、課題は多く残されています。

私たち弁護士も、自由な発想で「依頼者の利益のために」どのような活動をするべきか考える必要があります。

弁護士会でも、発展的な研修や積極的な情報共有を行い、研鑽してまいりたいと思います。

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

46期(1992/平成4年)

## 修習時代の記憶



副会長 木村 英明 (46期)

1992年4月、私たち46期司法修習生は、文京区湯島にあった司法研修所に入所した。春日通りに面した正門からならかな上り坂を行くと5階建ての建物がある。旧岩崎邸に隣接する研修所は、表通りとは打って変わって静かな環境の中にあった。

それまでの20年近く、修習生は、多くて500名程度の人数であったが、この年は600名近い修習生が採用された。クラス数は10クラスで以前と変わらない。このあとは修習生の数が増え続けていくことになる。

前期修習は、スポーツ大会、見学旅行、観劇、海上保安庁の船舶添乗などの行事があり、慣れない起案の中の息抜きとなった。

7月下旬から実務修習が始まった。私は東京2班に所属して4ヶ月おきに刑裁、弁護、民裁、検察の順に回ったが、どの修習先でも大事にしてもらった。この班は19名で構成されており、大規模庁でありながらすぐに全員が仲良くなった。

刑裁修習は、裁判官が5名いる部に、私を含む修習生4名が配属された。外国人事件が集中する部で、通訳人の苦労がよくわかった。刑事模擬裁判や家裁修習も組み込まれていた。少年事件の修習は貴重な体験となった。

弁護修習は二弁に配属された。弁護修習の中では、東京都労働委員会での調停が深夜に成立したこと、東京地検特捜部に告訴状を提出しに行ったこと、事件の打合せで高知に連れて行ってもらったことなどが記憶に残っている。二弁に配属された修習生は5名で、民事模擬裁判は内容の濃いものになった。

長女が生まれ、それを知らせる電話を事務所で打合せ中に受けたのも弁護修習中の思い出である。

民裁修習は、裁判官が4名いる部に、修習生3名が配属された。裁判官が、他の修習生にも声をかけて夜

に英字新聞を読む会を開いてくれた。

検察修習は、霞が関の検察庁の修習生室に全員が集まって修習をした。40人は入る部屋に19名だったので、ゆとりがありすぎる環境だった。検察修習では、科捜研の見学、JRの列車やパトカーの添乗、すりの捜査見学などの行事があった他、刑事実務の研究会も行われた。身柄事件は2人で1件を担当したが、強盗傷人で送致された被疑者を窃盗と傷害で起訴したと記憶している。

各実務修習ごとに一泊二日の見学旅行があり(弁護修習は三会合同で実施)、見学先は日産自動車座間工場(すでに閉鎖)や少年院である茨城農芸学院などであった。

2年目には、研修所主催の夏期合研が開催され、東京の修習生は常陸大子の宿泊施設に集められて一泊二日の研究会を行った。

1993年11月下旬から後期修習が始まった。事実認定能力を向上させるカリキュラムだった。

さすがに後期は皆、真剣に起案に取り組み、二回試験に臨んだ。当時の二回試験には、口述試験や教養科目もあった。

二回試験に合格した者は1994年4月1日に湯島の研修所での修了式を迎えた。既に和光に新研修所ができていたので、湯島の研修所を卒業する最後の修習生となった。

その後、東京地裁の調停部が、湯島の旧研修所を使用していた時期があり、私も何度か通ったことがある。教官室が調停室に改装されていた。修習生であふれていた面影はなく、全体としてひっそりとした印象であった。

もう一度修習生に戻りたいとは思わないが、どのような法曹になるのか具体的な姿が見えなかったあの頃を懐かしいと思う時はある。

## “気づき”に全振りした1年目

会員 岡 佳佑

### 1 はじめに

私の弁護士1年目は総合的にみれば決して及第点には達していないが、今後の自分の弁護士像の輪郭を形作っていくであろう“気づき”の面では良い1年目だったと思う。

具体的にいうと2つある。まず、いわゆる「無知の知」と知的好奇心の追求が自分の思い描く優れた弁護士への近道になると気づいたこと。そして、法律以外の武器を何か一つ持つことが弁護士としてのさらなる成長に繋がっていくという点に気づいたことである。

### 2 「無知の知」と知的好奇心の追求

私が思い描く優れた弁護士というのは、さまざまな業界（IT、不動産、金融、保険、エンタメなどなど）の情勢に精通し、法律の適用や違法の有無を助言するといった単なるリーガルサービスを超えて、その業界の情勢やその企業の経営にフィットしたサービスを広く提供できるような弁護士である。つまり、優れた弁護士になるためには、さまざまな業界の情勢を知る必要がある。

幸いなことに、私は、1年目でさまざまな業界のクライアントと仕事をする機会があった。その中で、受験生時代には学習しなかった法律（宅建業法、旅館業法、保険業法、消費税転嫁対策特別措置法など）や各業界の情勢（一番ニッチだったのは米国輸出管理規則におけるデミニミス・ルール）を知る度に、自分がいかに社会というものを知らないかを実感した。同時に、もっと広く知っていけば、あらゆる分野で最適なサービスを提供できるのではないかと思うに至った。

このように、「無知の知」とそこから生まれる知的好奇心の追求が、優れた弁護士への近道になると思い至ったというわけである。世界的に有名な物理学者はこう言ったそうだ。

The more I learn, the more I realize I don't know. The more I realize I don't know, the more I want to learn.

— Albert Einstein (1879-1955)

「学べば学ぶほど、自分がどれだけ無知であるか思い知らされる。自分の無知に気づけば気づくほど、より一層学びたくなる」という彼のこの言葉の意味するところに気づけたような1年目だった。

### 3 法律以外の武器を何か一つ

もう一つの“気づき”に関しては、コンプレックスからの解放がきっかけだったように思う。私は、司法試験と司法修習の成績がいずれも良くなかった。つまり、私にとって法律というのは、昔から、誰にも負けない武器になるとは到底思えないものだった。他方で、マーケティングなどの他分野に興味があり、それをどうにか仕事に活かせないかとも考えていた。

こんな思いを抱えながら業務に勤しんだわけだが、ある日、兄弁から「法律業務は3年～5年くらいやっっていけばある程度はできるようになる。むしろ、法律以外の武器を何か一つ持てるかどうかがこの先何十年と続く弁護士人生にとって重要になる」という言葉を頂いた。コンプレックスを感じていた自分にこの言葉は響いたし、これでいいんだと思えて気持ちが楽になった。

自分の得意な分野が他にあるならそれを伸ばせばいいし、「〇〇もできる弁護士」になればいい、と。そして、それが弁護士としてのさらなる成長にも繋がるのだと。

### 4 まとめ

2年目に入ってすでに数か月。時間は有限だ。今年は、1年目の“気づき”を実践しつつ、新たな“気づき”が得られるような年にしたい。

### 『転々』

2007年／日本／三木聡監督作品

### 東京散歩

会員 小佐々 奨 (68期)



【転々】  
DVD：4,700円＋税  
発売元：NBCユニバーサル・エンターテイメント  
※2020年4月の情報です。

私は散歩が好きだ。それも東京散歩。電車が止まったわけでもないのに霞が関の裁判所から当時暮らしていた高円寺まで歩いて帰ったこともある。少し歩くだけでガラッと雰囲気が変わっていく東京は、ただ通り過ぎるだけでも面白い。誰かと一緒ならもっと面白い。散歩目線だからこそ発見できる人や物をきっかけにして、普段は話さないようなことで話が弾むこともある。そんな東京散歩好きになったきっかけこそ、映画『転々』である。

借金を抱えた大学8年生の主人公文哉が、借金取りの福原に、100万円の謝礼と引き換えに東京散歩に付き合うよう誘われる。他に借金を返すあてもない文哉は、胡散臭い思いながらもその誘いを受けることにし、奇妙な二人の散歩が始まる。

本作は、ロードムービーのカテゴリとして紹介されることが多いが、旅によくある疾走感や壮大さの類は一切なく、オダギリジョー演じる文哉と三浦友和演じる福原が、絶妙なテンポの掛け合いをしながら東京の街をゆるゆると歩いていく。吉祥寺の井の頭公園から霞が関の警視庁まで。“旅”というよりは、まさに“散歩”である。

井の頭公園に始まり、調布飛行場、阿佐ヶ谷、新宿中央公園と、すぐにどこだか分かるところを歩いてみたかと思うと、商店街や住宅街、柿の実のなる狭い路地といったどこだか分からないところを歩いてみたり。「東京の街は風景が変化に富んでるから散歩向きなんだ」という福原の台詞のとおり、次々に変化する東京の風景を見ることができる。

また時の変化も感じさせられる。「今東京の思い出の半分はコインパーキングになってる」これも福原の台詞であるが、街の近代化や再開発によって失われてしまった東京の風景に思いを馳せてしまう。

しかし、本作がノスタルジックな感情に浸る寂しい映画で終わらないのは、テレビドラマ『時効警察』でも脚本を務めた三木聡監督のシュールで謎、それでいてゆるりとした独特な世界観が広がっているからだ。

たとえば、「街で岸部一徳を見るといいことがある」という設定があり、岸部一徳本人が岸部一徳として作中何度も出演しているなど、クスッと笑える小ネタがいたるところにちりばめられている。

また、本作後半では、小泉今日子演じる場末のバーのママである麻紀子や吉高由里子演じる麻紀子の姪ふふみを巻き込むホームドラマに突入するのだが、実は文哉たちとは全く血の繋がりのない疑似家族なのだ。それが、かなり強引な設定とは裏腹に実に“家族らしい”。みんなで食卓を囲むシーンは、少し切なくもあり、それでいてじんわりと温かい。そこには、変わらないものにふれたときの郷愁をとまなう安心感がある。

どこか寂しさ漂う秋の東京を舞台に、街のめまぐるしい変化と対照的に描かれる、いつまでも変わらない人の温かさにふれたときの安心感こそ、本作の魅力である。

もしこの映画を観る機会があれば、その後、大切な人と一緒に何気ない会話をしながらゆるゆると東京を散歩してみたい。思い出の場所はコインパーキングになっているかもしれないが、その代わり何か大切なものを見つけることができるかもしれないから。



# 一人旅での出会いーザンビアの母ー

会員 松田 昭司 (65 期)

皆さんは一人で海外旅行をされたことはありますか。一人でするにはハードルが高いとされる事柄として、海外旅行がよく挙げられます。トラブルが起きたときの対処を一人で背負わなければならず、また旅の楽しみや感動をその場で誰かと共有することができません。このような心細さや寂しさを感じるのがハードルの高さとして認識されているのでしょう。

しかし、その一方で、一人で旅をするからこそその利点もあります。まずもって自由であることが挙げられます。誰かと休みを合わせる必要もなく、またハイシーズンを避けることも容易です。

他にも一人旅の利点がありますが、私にとって「現地の人や他の旅行者との出会いを楽しむことができる」という点が一人旅の大きな魅力の一つであると考えています。

私はもともと積極的に旅行するようなタイプではありませんでしたが、以前インドネシアで生活する機会を持ったときから、いろいろなところへ旅行するようになりました。これまでアジアを中心に一人旅をして、いくつか記憶に残る出会いをしてきました。ここではその1つを記したいと思います。

インドネシアの西パプア州にあるラジャアンパットというところを旅したときのことで。ラジャアンパットは、ニューギニア島の北西に位置する島々のことで、手つかずの海がとてきれいで、世界中のダイバーに人気のあるところ。いくつかの島々に、一島一リゾートのような形で宿泊施設があり、私は事前にその一つを予約して現地へ向かいました。

ジャカルタからソロンという都市の空港へ飛行機で移動し、さらにそこからスピードボートで島へ向かいます。港まで案内してくれたドライバーから私と同じ日にチェックインする女性がいるということを聞き、港でその女性と合流した後、私たちはスピードボートで島へ向かいました。

島ではいくつかのオプションツアーが提供されており、その女性が偶然にも私と同じ日にチェックアウトするとのことだったので、全日程を通して一緒にツアーに参加することにしました。ツアーではバードウォッチングで南国の色とりどりの鳥を見たり、シュノーケリングで様々な魚やサンゴを見たり、自然を存分に楽しみました。

島での食事その女性と一緒に楽しみ、会話も大いに盛り上がりました。ザンビア出身の彼女は、ご主人がインドネシアのパプア地方出身であるということもあって、ラジャアンパットを旅行しており、そしてこの旅行の後はいくつか飛行機を乗り継いでザンビアに戻ることでした。また、ご主人がラグビーのファンで、日本で開催されるワールドカップの観戦のため日本旅行を計画しているとも話していました。

そして最終日、私たちは名残惜しい気持ちとともにソロンへのスピードボートに乗り込みました。道中彼女とともに島での思い出を振り返ったのですが、最後に彼女は私に対し「ショウジは、私にとって日本の息子だ」と言ってくれました。彼女のこの一言によって、私にとって全く縁のなかったザンビアに「母」ができたことが、大切な旅の思い出の一つとなりました。

結局彼女たちはラグビーのワールドカップ開催期間中に日本へ来ることはできず、日本での再会は叶わなかったのですが、いつか私から「母」に会いにザンビアへ行ってみたいと思っているところです。



ラジャアンパットの名所の1つ、ピアイネモの景色

**法 制 史**

『身分と経済 法制史学会70周年記念若手論文集』 額定其劣/慈学社出版

**外 国 法**

『カリコリーナ刑事法典の研究』 上口裕/成文堂  
 『中国社会の法社会学』 高橋孝治/明石書店  
 『現代中国法入門 第8版』 高見沢磨/有斐閣  
 『伝統中国と近代法, 人』 松田恵美子/成文堂  
 『人を知る法, 待つことを知る正義 東アフリカ農村からの法人類学』 石田慎一郎/勁草書房  
 『リスクの立憲主義』 Vermeule, Adrian/勁草書房  
 『情報自己決定権と制約法理』 實原隆志/信山社  
 『東アジア民法学と災害・居住・民族補償 後編 災害・環境・居住福祉破壊現場発信集』 吉田邦彦/信山社  
 『東アジアの刑事司法, 法教育, 法意識 映画「それでもボクはやってない」海を渡る』 阿古智子/現代人文社  
 『立会いをめぐる世界の潮流 EU諸国・韓国の最新刑事司法の制度と運用』 日本弁護士連合会人権擁護大会/日本弁護士連合会第62回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会  
 『アメリカの刑事判例 2 2008年10月開廷期から2012年10月開廷期まで』 田中利彦/成文堂  
 『中国契約マニュアル 第4版』 住田尚之/中央経済社  
 『韓国労働法の展開』 脇田滋/旬報社  
 『ドイツの学校法制と学校法学』 結城忠/信山社

**憲 法**

『インターネットとヘイトスピーチ』 第二東京弁護士会人権擁護委員会/現代人文社  
 『自衛隊加憲論の展開と構造』 浦田一郎/日本評論社  
 『安倍改憲・壊憲総批判—憲法研究者は訴える』 憲法研究者と市民のネットワーク/八月書館

**行 政 法**

『行政法の解釈 4』 阿部泰隆/信山社  
 『行政による制裁的公表の法理論』 天本哲史/日本評論社  
 『新・行政不服審査の実務』 青柳馨/三協法規出版  
 『行政不服審査法の実務と書式 第2版』 日本弁護士連合会行政訴訟センター/民法研究会  
 『都市再開発実務ハンドブック 2019』 大成出版社  
 『建築申請に役立つ 技術的助言ガイドブック』 建築申請実務研究会/新日本法規出版  
 『基準と事例でわかる! 営業補償の実務』 公共用地補償機構/ぎょうせい  
 『危機対応の社会科学 上』 東京大学社会科学研究所/東京大学出版会

**警 察 法**

『フローチャートでわかる反社会的勢力排除の「超」実践ガイドブック 改訂版』 エス・ピー・ネットワーク/第一法規

**税 法**

『国際租税法 第4版』 増井良啓/東京大学出版会  
 『信託課税研究の道標』 中里実/有斐閣  
 『プロが教える相続税調査の要諦』 東北篤/清文社  
 『税務のわかる弁護士が教える税務調査における

重加算税の回避ポイント』 谷原誠/ぎょうせい  
 『税理士が直面する法的トラブル相談事例集』 西尾政行/大蔵財務協会  
 『事例で理解するオーナーと同族会社間の税務第2版 設立から解散まで』 伊藤正彦/税務研究会出版局  
 『上場株式等に係る利子・配当・譲渡所得等における課税方式の有利選択 改訂版』 秋山友宏/大蔵財務協会  
 『所得課税における時間軸とリスク』 神山弘行/有斐閣  
 『金融商品種類別の所得税の要点解説』 小田満/大蔵財務協会  
 『Q&A 相続空き家の特例と居住用財産の3,000万円特別控除 令和版』 大久保昭佳/清文社  
 『裁判例からみる法人税法 3訂版』 酒井克彦/大蔵財務協会  
 『Q&A 空き家譲渡特例のすべて 令和元年度改正対応版』 大塚政仁/ぎょうせい  
 『所得税実務問答集 令和元年11月改訂』 浜野靖史/納税協会連合会  
 『実務で使う法人税の耐用年数の調べ方・選び方 第2版』 小谷羊太/清文社  
 『詳解役員報酬・役員給与と課税の非違事例 100選』 山形富夫/清文社  
 『弁護士のための確定申告と税務 令和2年用』 天賀谷茂/レクシスネクシス・ジャパン  
 『図解証券投資の経理と税務 令和元年度版』 SMBC日興証券株式会社/中央経済社  
 『税理士・不動産鑑定士のための重要裁決事例に学ぶ(相続税)土地評価の実務』 小林穂積/プログレス  
 『配偶者居住権等を中心とした改正された相続税実務 民法(相続編)改正対応』 松本好正/税務研究会出版局  
 『小規模宅地特例 新版 実務で迷いかけた複雑・難解事例の適用判断』 飯塚美幸/清文社  
 『Q&A 小規模宅地特例の活用 令和元年度改正対応版』 高橋安志/ぎょうせい  
 『税理士のための相続税申告書作成完全マニュアル』 関原教雄/日本法令  
 『贈与税・相続税個人版事業承継税制の実務と申告の手引』 松本好正/大蔵財務協会  
 『印紙税ハンドブック 令和元年11月改訂』 伊藤克巳/納税協会連合会  
 『消費税法講義録』 熊王征秀/中央経済社

**地 方 自 治 法**

『自治体のための債権回収Q&A 第2次改訂版』 第一法規  
 『改正民法対応! 自治体職員のためのすぐ使える契約書式解説集』 法書有資格者自治体法務研究会/第一法規  
 『条例制定の公法論』 村中洋介/信山社  
 『地方自治法の現代的課題』 板垣勝彦/第一法規  
 『指定管理者制度問題解決ハンドブック』 宮脇淳/東洋経済新報社

**民 法**

『比較民法学の将来像 岡孝先生古稀記念論文集』 沖野真己/勁草書房  
 『物権(別冊法学セミナー:新基本法コメント)No.262』 民法第175条~第398条の22』 鎌田薫/日本評論社  
 『民法(債権関係)改正と反対運動の軌跡』 山梨県弁護士会/山梨県弁護士会  
 『判例法理から読み解く裁判実務 相続』 高島由美子/第一法規  
 『契約者としての高齢者』 三輪まどか/信山社

『約款の基本と実践』 嶋寺基/商事法務  
 『家族をめぐる法・心理・福祉 法と臨床が交錯する現場の実践ガイド』 村尾泰弘/法律文化社  
 『婚姻費用・養育費等計算事例集 新装補訂版 中・上級編』 婚姻費用養育費問題研究会/婚姻費用養育費問題研究会  
 『実務成年後見法』 松原正明/勁草書房  
 『相談対応相続Q&A』 伊藤崇/新日本法規出版  
 『デジタル遺産の法律実務Q&A』 北川祥一/日本加除出版  
 『相続人不存在の実務と書式 第3版』 水野賢一/民法法研究会  
 『ケース別特殊な遺言条項作成と手続のポイント 補充事項・付言事項, 祭祀承継等』 山田知司/新日本法規出版  
 『Q&A 遺留分をめぐる法務・税務 相続・遺言・事業承継に携わる実務家必携』 辺見紀男/清文社  
 『建物賃貸借のチェックポイント』 市川充/弘文堂  
 『区分建物表示登記に関する事例と実務』 遠山昭雄/日本加除出版  
 『所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法解説』 所有者不明土地法制研究会/大成出版社  
 『これからの土地家屋調査士の実務と課題』 相場中行/新日本法規出版  
 『日本の家族と戸籍』 下夷美幸/東京大学出版会  
 『弁護士費用特約を活用した物損交通事故の実務』 狩倉博之/学陽書房  
 『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 2020上巻 基準編』 日弁連交通事故相談センター/日弁連交通事故相談センター-東京支部  
 『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 2020下巻 講演録編』 日弁連交通事故相談センター/日弁連交通事故相談センター-東京支部  
 『交通事故損害賠償額算定基準 27訂版 実務運用と解説』 日弁連交通事故相談センター/日弁連交通事故相談センター

**商 事 法**

『令和元年改正会社法ポイント解説Q&A』 岩崎友彦/日本経済新聞出版社  
 『Q&A 令和元年改正会社法』 西岡祐介/金融財政事情研究会  
 『家族・親族経営会社のための相談対応実務必携』 山浦美紀/民法法研究会  
 『窓口担当者のための「消費者庁・内部通報処理新ガイドライン」実務解説Q&A』 東京弁護士会公益通報者保護特別委員会/法律情報出版  
 『株主総会の準備実務・想定問答 2020年』 日比谷パーク法律事務所/中央経済社  
 『資本業務提携ハンドブック』 戸嶋浩二/商事法務  
 『SPC&匿名組合の法律・会計税務と評価 第7版 投資スキームの実例と実務上の問題点』 さくら総合事務所/清文社  
 『手形小切手講義 第3版』 田辺宏康/成文堂

**刑 法**

『責任と刑罰の現在』 城下裕二/成文堂  
 『共犯の本質と可罰性』 曲田統/成文堂  
 『刑法講義各論 新版第5版』 大谷実/成文堂  
 『刑法各論講義 第7版』 前田雅英/東京大学出版会

**司 法 行 政・司 法 制 度**

『日弁連七十年』 日本弁護士連合会/日本弁護士連合会  
 『Q&A でわかる!! 弁護士事務所の正しい会計・税務』 税理士法人みずほ/第一法規

『弁護士法概説 第5版』 高中正彦／三省堂  
『弁護士の現場力 刑事弁護編』 岩崎晃／ぎょうせい

#### 訴訟手続法

『企業訴訟の和解ハンドブック 手続・条項作成の実務』 荒井正児／中央経済社  
『裁判官に聴く民事裁判の実際と要点』 門口正人／有斐閣  
『民事執行・保全判例百選 第3版』 上原敏夫／有斐閣  
『破産再生のチェックポイント』 高中正彦／弘文堂  
『破産管財の実務 第3版』 第一東京弁護士会総合法律研究所／金融財政事情研究会  
『ストーリーで学ぶ初めての民事再生 中小企業に関わるすべての税理士・弁護士へ』 小川洋子／中央経済社  
『ケーススタディ日本版司法取引制度』 三浦亮太／ぎょうせい  
『明日、相談を受けても大丈夫！ 刑事・少年事件の基本と実務』 石坂浩／日本加除出版  
『障害者刑事弁護マニュアル』 大阪弁護士会／現代人文社  
『取調べ立会いが刑事司法を変える 弁護士の援助を受ける権利の確立を』 日本弁護士連合会第62回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会編 日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第62回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会  
『えん罪被害救済へ向けて』 日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第62回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会  
『神兵隊事件 別巻8』 専修大学今村法律研究室／専修大学出版局

#### 経済産業法

『対談で読み解くサイバーセキュリティと法律』 岡村久道／商事法務  
『インターネット権利侵害 削除請求・発信者情報開示請求“後”の法的対応Q&A』 深澤諭史／第一法規  
『サイト別ネット中傷・炎上対応マニュアル 第3版』 清水陽平／弘文堂  
『中小企業等の健全な経営に関する新しいガイドラインの課題と展望』 事業再生研究機構／商事法務  
『Q&A中小企業法律支援ハンドブック』 東京弁護士会中小企業法律支援センター／創耕舎  
『Q&A改正建築物省エネ法のポイント 令和元年11月施行』 建築物省エネ法研究会／新日本法規出版  
『弁護士に聞く電力小売営業シーン別Q&A』 島田雄介／日本電気協会新聞部  
『ストーリーでわかる初めてのM&A 会社、法務、財務はどう動くか』 横張清成／日本加除出版  
『事例で学ぶ暗号資産（仮想通貨）の会計・税務Q&A60選』 延平昌弥／清文社  
『逐条解説宅地建物取引業法 3訂版』 岡本正治／大成出版社  
『金融法論集 下 信託・保険・証券』 岩原紳作／商事法務  
『Q&Aわかりやすい銀行代理業・電子決済等代理業』 赤上博人／金融財政事情研究会

#### 知的財産法

『知財の理論』 田村善之／有斐閣  
『年報知的財産法 2019-2020』 高林竜／日本評論社  
『知的財産ライセンス契約』 伊藤晴國／日本加

除出版  
『キャリアアップのための知財実務のセオリー 増補版 技術を権利化する戦略と実行』 岩永利彦／第一法規  
『標準著作権法 第4版』 高林竜／有斐閣  
『著作権法入門 2019-2020』 文化庁／著作権情報センター

#### 農事法

『農林水産予算の概要 令和2年度』 大成出版

#### 通信法

『放送の自由』 川端和治／岩波書店

#### 労働法

『労働法務のチェックポイント』 市川充／弘文堂  
『明日、相談を受けても大丈夫！ 労働事件の基本と実務』 旬報法律事務所／日本加除出版  
『新・労働法実務相談 新版 第3版 職場トラブル解決のためのQ&A』 労務行政研究所／労務行政  
『新労働事件実務マニュアル 第5版』 東京弁護士会労働法制特別委員会／ぎょうせい  
『働き方改革関連法 その重要改正のポイント』 第二東京弁護士会労働問題検討委員会／労働開発研究会  
『早わかり！ポスト働き方改革の人事労務管理』 佐藤久文／日本加除出版  
『非正規雇用の法政策 社会保険法制度による可能性』 楠本敏之／信山社  
『安全衛生法令早見表 改訂14版』 労働調査会／労働調査会  
『Q&A発達障害・うつ・ハラスメントの労務対応 第2版 女性活躍・ハラスメント規制法に対応！』 布施直春／中央経済社

#### 社会保障法

『子どもの貧困と地域の連携・協働』 吉住隆弘／明石書店  
『はじめて手続きする人にもよくわかる障害年金の知識と請求手続ハンドブック 5訂版』 高橋裕典／日本法令

#### 医事法

『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第24回』 中村友昭／医療事故情報センター  
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第26回』 福田剛久／医療事故情報センター  
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第27回』 細川大輔／医療事故情報センター  
『患者安全への提言 群大病院医療事故調査から学ぶ』 上田裕一／日本評論社  
『患者側代理人からみた歯科インプラントトラブル』 高梨滋雄／東京法律相談運営連絡協議会

#### 教育法

『わたしたちのホンネで語ろう教員の働き方改革』 岡崎勝／日本評論社  
『私学法改正で変わる監事監査の実務』 長谷川正治／学校経営研究会  
『戦後日本の教科書問題』 石田雅春／吉川弘文館  
『法律家のための登山・スキー事故Q&A 法的責任と損害賠償請求』 辻次郎／日本法令

#### 出版関係法

『言論統制』の近代を問いなおす 検閲が文学と出版にもたらしたもの』 金コンロン／花鳥社

#### 国際法

『歴史認識と日韓の“和解”への道 徴用工問題

と韓国大法院判決を理解するために』 戸塚悦朗／日本評論社サービスセンター  
『国際家族法における当事者自治』 小池未来／信山社  
『国際貿易紛争処理の法的課題』 阿部克則／信山社  
『英文契約書の書き方 第3版』 山本孝夫／日本経済新聞出版社  
『法務・労務のプロのための外国人雇用実務ポイント 改正入管法関連完全対応』 杉田昌平／ぎょうせい  
『ひと目でわかる外国人の入国・在留案内 17訂版 外国人の在留資格一覧』 出入国管理関係法令研究会／日本加除出版

#### 医学書

『痔・消化管神経内分分泌腫瘍(NEN)診療ガイドライン 2019年』 日本神経内分分泌腫瘍研究会／金原出版  
『関節鏡手術の基本 ルーチン操作とデバイスの扱い方』 宗田大／メジカルビュー社  
『小児救命救急・ICUピックアップ 3 神経集中治療』 日本小児集中治療研究会／メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『胸部外科レジデントマニュアル』 東京大学医学部附属病院／医学書院  
『がん診療レジデントマニュアル 第8版』 国立がん研究センター中央病院／医学書院  
『血液疾患最新の治療 2020-2022』 中尾真二／南江堂  
『領域横断的がん取扱い規約』 日本癌治療学会／金原出版  
『成人・小児進行固形がんにおける臓器横断的ゲノム診療のガイドライン 第2版』 日本癌治療学会／金原出版  
『口腔癌診療ガイドライン 2019年版』 日本口腔腫瘍学会／金原出版  
『乳癌診療ガイドライン 2018年版(追補2019)』 日本乳癌学会／金原出版  
『禁煙学 改訂4版』 日本禁煙学会／南山堂  
『女性医学ガイドブック 2019年度版 更年期医療編』 日本女性医学学会／金原出版  
『シスチノーシス(シスチン蓄積症)診療ガイドライン 2019』 日本先天代謝異常学会／診断と治療社  
『かぜ診療マニュアル 第3版』 山本舜悟／日本医事新報社  
『副腎白質ジストロフィー(ALD)診療ガイドライン 2019』 日本先天代謝異常学会／診断と治療社  
『血液専門医テキスト 改訂第3版』 日本血液学会／南江堂  
『臓器提供ハンドブック』 へるす出版  
『特発性大腿骨頭壊死症診療ガイドライン 2019』 日本整形外科学会／南江堂  
『上腕骨外側上顆炎診療ガイドライン 2019』 日本整形外科学会／南江堂  
『アキレス腱断裂診療ガイドライン 2019』 日本整形外科学会／南江堂  
『脊柱靭帯骨化症診療ガイドライン 2019』 日本整形外科学会／南江堂  
『膀胱癌診療ガイドライン 2019年版』 日本泌尿器科学会／医学図書出版  
『全身性エリテマトーデス診療ガイドライン 2019』 厚生労働省／南山堂  
『頭部外傷治療・管理のガイドライン 第4版』 頭部外傷治療・管理のガイドライン作成委員会／医学書院  
『糖尿病診療ガイドライン 2019』 日本糖尿病学会／南江堂

### 知的財産権関係事件に係る弁護士費用の敗訴者負担制度に関する会長声明

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議は、内閣官房のホームページ内において、取りまとめ骨子（令和2年1月20日）を公表している。（資料1\*）

同骨子には「知的財産権関係事件に関し、勝訴当事者の弁護士費用を敗訴当事者に負担させることのメリットやニーズ、あい路等を踏まえ、引き続き検討を進める。」と記載されている（第3知財司法 5 弁護士費用に関する敗訴者負担の導入についての段落参照）。

日本弁護士連合会は、2000（平成12）年10月18日、弁護士報酬の敗訴者負担制度に関する決議にて、「当連合会は、司法制度改革審議会に対し、弁護士報酬の一般的な敗訴者負担制度の導入を提言することのないよう強く要望する。」と述べている。（資料2\*）

ところが、上述の取りまとめ骨子によれば、上述の日弁連の決議と異なり、知的財産権関係事件に関して一般的な敗訴者負担制度について検討が進められるおそれがあり、当会として危惧を表明せざるを得ない。

ここにおいて一般的な敗訴者負担制度とは双方向的な敗訴者負担制度を含意しており、たとえ当初は知的財産権関係事件に限定する趣旨であっても、双方向的な敗訴者負担制度を導入することは、上述の日弁連の決議に反することになる。日弁連の決議の趣旨は、経済力のない市民や企業を裁判から遠

ざけてはならないこと、訴訟提起を躊躇・萎縮させてはならないこと、政策形成訴訟を窒息させてはならないこと、意に反する和解を受け入れさせはならないことなどにある。知的財産は無体物であり、相手方や第三者が所持する証拠の開示制度が不十分なままでは権利者が侵害行為の存在や逸失利益などの立証に失敗するおそれが大きく、そのため、知的財産権を有する経済力のない権利者をいっそう裁判から遠ざけ、訴訟提起を躊躇・萎縮させ、政策形成訴訟（たとえば、知財分野では均等論や権利無効の抗弁などが認められてきた経緯など）を窒息させ、意に反する和解（たとえば、低廉なライセンス料の甘受）を受け入れさせることになってしまうからである。

よって、当会は、知的財産権関係事件に関し弁護士費用の一般的（双方向的）な敗訴者負担制度の導入をすることのないよう強く要望するものである。

\*資料1：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/pdf/torimatome.pdf>

\*資料2：[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2000/2000\\_22.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2000/2000_22.html)

2020(令和2)年2月19日

東京弁護士会会長 篠塚 力

### 東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から9年を迎えるにあたっての声明

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から、丸9年を迎えることとなった。私たちは、被災者の皆様や被災地自治体の復旧・復興の努力に思いを致し、また、いまだ復興途上にあること、わが家を失い、ふるさとを失い、普通の生活に戻りきれていない被災者が多数いることを胸に刻む必要がある。

福島第一原子力発電所事故に関する近時の喫緊の課題としては、この事故に係る損害賠償請求について、消滅時効の問題がある。東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律により、消滅時効の期間は10年とされたが、あと1年で福島第一原子力発電所事故発生から10年となる。消滅時効の起算点次第では、来年には損害賠償請求権が消滅時効にかかるおそれもある。

消滅時効については、一般に、権利の上に眠る者を保護しない、法律関係の早期の安定、加害者の証拠の散逸という趣旨から認められている。

しかし、100万人といわれる福島第一原子力発電所事故被害者には、多種多様な方がおり、請求をしないからと言って、直ちに権利の上に眠る者とはいえない。そして、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。）は、「一律には時効は援用しない」との基本方針を発表しており、最後の一人まで賠償を貫徹するとの考えのもとでは、法律関係を早期に確定させる必要もない。また、東電では、賠償金支払いの有無及びその根拠資料について、厳格な管理ができており、証拠が散逸することもない。

このように、本件については、消滅時効の趣旨は妥当しない。国は早期に消滅時効の期間延長を検討し、被害者に寄り添った対応をすべきである。

このような対応により、ふるさとを奪われ、不慣れな地に移って生活の再建に尽力する福島第一原子力発電所事故被害者の最後の一人まで被害の回復を図ることが可能となるだけでなく、被害者が有する、あと1年で損害賠償請求権が消滅してしまうのではないかという不安を払拭することもできるというべきである。

ところで、本年は、東京でオリンピック・パラリンピックが

開催され、日本が世界から注目される年である。国は、復興五輪と名付け、「被災地が復興を成し遂げつつある姿の情報発信」をしようとしている。いまだ多数の避難者がおり、被害の回復も終了しておらず、復興は道半ばであるから、表面的な情報発信にとどまることなく、復興の実現に人的にも財政的にも力を注ぐべきである。

東日本大震災の被災者の被害は、住家被害のみならず、生業の喪失、健康面の被害、コミュニティの崩壊等、多様である。その影響は被災者ごとに異なるのであるから、被災者支援のあり方として、災害により影響を受けた一人ひとりに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援を届けるという考え方、いわゆる災害ケースマネジメントを積極的に推し進めることが重要である。我が国が先進的な活動を行っていることを全世界に示すため、災害ケースマネジメントを直ちに東日本大震災の被害者に

も推し進めていくべきである。

関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会は、被災者・被害者の人権擁護のため、今後も、引き続き東日本大震災に関する諸問題について、国や関係機関に対する積極的な提言を行い、被災者・被害者へ寄り添い、災害ケースマネジメント実現のために、より一層の支援活動に取り組むことを決意し、さらに全力を尽くす所存である。

2020(令和2)年3月11日

関東弁護士会連合会 理事長 木村 良二  
東京弁護士会 会長 篠塚 力  
第一東京弁護士会 会長 若林 茂雄  
第二東京弁護士会 会長 関谷 文隆

## 弁護士法人ベリーベスト法律事務所らに対する懲戒処分についての会長談話

本日、東京弁護士会は、弁護士法第56条に基づき、弁護士法人ベリーベスト法律事務所（事務所名：ベリーベスト虎ノ門法律事務所 港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階）並びに代表社員である酒井将会員及び浅野健太郎会員に対し、それぞれ業務停止6月の懲戒処分を言い渡しました。

同弁護士法人は、140万円を超える過払い金請求事件につき代理権を有しない司法書士法人から140万円を超える過払い金請求事件の紹介を反復継続して大量に受け、司法書士法人に対し業務委託料の名目で1件につき一律の金額を支払っていましたが、当会は同弁護士法人の行為が弁護士職務基本規程第13条第1項（依頼者紹介の対価支払いの禁止）及び弁護士法第27条（非弁護士との提携の禁止）に違反し、品位を失うべき非行に当たり、また、酒井会員及び浅野会員は同弁護士法人の代表社員として上記行為の決定をしたことが品位を失うべき非行に当たると判断し、上記のとおり懲戒処分を言い

渡しました。

同弁護士法人の行為は、その規模においてこれまでの非弁提携案件と比較して非行性が強く、弁護士報酬を獲得するために紹介料を支払い事件の買取りをしていたと評価しうるものであり、全件訴訟提起を原則に依頼者の利益のために極大回収を目指していたこと等の有利な事情を考慮しても、強い非難を受けるべきものです。

当会は、このような事態が生じたことを重く受け止め、今後も市民の弁護士に対する信頼を確保するために、弁護士や弁護士法人の非行の防止に努めるとともに、非行に対しては厳正に対処してまいります。

2020(令和2)年3月12日

東京弁護士会会長 篠塚 力

## 検察庁法に反する閣議決定及び国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対し、検察制度の独立性維持を求める会長声明

1 政府は本年1月31日、2月7日に63歳で定年を迎えることになっていた東京高検検事長の勤務を、国家公務員法の勤務延長規定を根拠に半年間延長するとの閣議決定をした（以下「本件閣議決定」という。）。

しかし、検察官は一般の国家公務員とは異なり検察庁法によって定年が規定されている。特別法が一般法に優先するのは理の当然であることから、国家公務員法の規定する定年退職の規定（国家公務員法第81条の2）はもとより、勤務延長の規定（同法第81条の3）も検察官には適用されない

と解される。これは内閣、人事院の一貫した法律解釈であって、時の政権が閣議決定によってこの解釈を変更することは検察庁法の規定に明白に違背する。

2 検察官が一般の国家公務員とは異なる法律によって規律されるのは、検察官は行政官ではあるものの、刑事事件の捜査・起訴等の権限が付与され司法の一翼を担って準司法的職務を担うことから、政治からの独立性と中立性の確保が特に強く要請されるためである。

すなわち、検察官は「公益の代表者」（検察庁法第4条）であって、刑事事件の捜査・起訴等の検察権を行使する権限が付与されており、ときに他の行政機関に対してもその権限を行使する必要がある。そのために、検察官は独任制の機関とされ、身分保障が与えられている。にもかかわらず、内閣が恣意的な法律解釈によって検察の人事に干渉することを許しては、検察官の政権からの独立を侵し、その職責を果たせなくなるおそれがある。

したがって本件閣議決定は、検察官及び検察組織の政権からの独立を侵し、憲法の基本原理である権力分立と権力の相互監視の理念に違背する。

3 このような違憲・違法というべき法律解釈の変更について、法務大臣が国会内外で厳しく批判されている中で、政府は3月13日、さらに国家公務員法等の一部を改正する法律案（内容として検察庁法の一部改正を含む。）を閣議決定し、これを国会に提出した。

改正案は、すべての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上、63歳になった者は、検事総長を補佐する最高検次長検事や、高検検事長、各地検トップの検事正などの役職に原則として就任できなくなるが（役職

定年制）、「内閣」が「職務遂行上の特別の事情を勘案し（中略）内閣が定める事由があると認めるとき」（検察庁法改正案第22条第5項）に当たると判断するなどすれば、特例措置として63歳以降もこれらのポストを続けられるようにするとの内容である。

このような法律改正がなされれば、時の内閣の意向次第で検察庁法の規定に基づいて上記の東京高検検事長の勤務延長のような人事が可能ということになる。

しかしこれは、政界を含む権力犯罪に切り込む強い権限を持ち司法にも大きな影響を与える検察官の独立性・公平性の担保という検察庁法の趣旨を根底から揺るがすことになり、極めて不当である。

4 以上の理由により、当会は政府に対し、本件閣議決定に抗議し、撤回を求めるとともに、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」に係る部分を撤回し、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性が維持されるよう、強く求めるものである。

2020(令和2)年3月17日

東京弁護士会会長 篠塚 力

## 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、法テラスによる無料法律相談に関する支援を求める会長声明

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響は、世界各地に拡散し、日本においても社会生活全般に広がり、市民や事業者の皆様が、ご自身への感染を心配されるとともに、生活不安、事業の継続に対する不安が現実化しています。東京都においても、本年3月16日現在で公式発表によれば検査陽性者の累計が90名に達し、①正規雇用・非正規雇用・フリーランスに関する解雇、賃金不払い、発注の打ち切り、料金の不払いなどの問題、②学校に行けない児童や生徒らの教育を受ける権利や心身の健康、休校で働けなくなった保護者の生活保障の問題、③事業者にとっては、契約不履行、取引の打ち切り、労務問題、資金繰りなど、多くの法律問題が発生することが懸念されています。

当会としては、このような新型コロナウイルスの感染拡大に起因する様々な法律問題についてお困りの皆様に寄り添い、適切な解決に向けて対処するために、以下の支援を行っています。

### 1 「新型コロナウイルス生活問題Q&A」の公開

当会ウェブサイトにて「新型コロナウイルス生活問題Q&A」（随時更新中）（[https://www.toben.or.jp/news/pdf/COVID-19\\_troubleQA.pdf](https://www.toben.or.jp/news/pdf/COVID-19_troubleQA.pdf)）を掲載して、現在政府が行っている支援策について説明するとともに、新型コロナウイルスに関する各種の法律問題についてQ&Aの形式で情報提供しておりますので積極的に活用していただけると幸いです。

### 2 法律相談窓口の設置

また当会は、皆様のご不安を少しでも和らげるべく、別紙（[https://www.toben.or.jp/message/pdf/200317seimei2\\_besshi.pdf](https://www.toben.or.jp/message/pdf/200317seimei2_besshi.pdf)）のとおり相談窓口を設けています。まずはお気軽に電話でご相談ください。

またこのような新型コロナウイルスに関する法律問題については、市民の皆様の法的なニーズに十分にこたえるべく、資力の有無にかかわらず法律相談が行えるようにする必要があります。そのために当会としては、新型コロナウイルスに関する法律相談に関して、総合法律支援法第30条を改正して、「指定災害」に該当するものとして日本司法支援センターの被災者法律相談を資力にかかわらず無料とする措置が可能となるように立法措置を講ずることを検討するように求めます。

当会は、関連団体や専門士業等と連携し、新型コロナウイルスの影響を受ける市民及び事業者の皆様がまずは一日も早く元通りの生活になることを願い、これからも全力をもって支援に取り組んで参ります。

2020(令和2)年3月17日

東京弁護士会会長 篠塚 力

# 新年度！



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou